

V. 整備・活用方針

1. 基本理念

史跡牛頸須恵器窯跡は、総基数 500 基を越える九州最大の須恵器窯跡群である。6 世紀中頃から 9 世紀中頃にいたる約 300 年にわたって操業が行われ、須恵器のほかに瓦・陶棺等が生産されたほか、工人の具体的な名前や貢納の実態が分かるヘラ書き須恵器が出土した。窯跡は時代を追って構造・規模が大きく変遷しており、須恵器生産体制の変化がよく分かる極めて重要な遺跡である。その大きな変化は、水城・大野城が築造されたところの社会構造の変化に鋭敏に反応しており、畿内の影響を強く受けながらも、朝鮮半島や九州の各窯、那津官家・大宰府との関連もあり、多様な交流の上に成り立っている。

こうした価値を持つ牛頸須恵器窯跡は、主として大野城市の南側の上大利から牛頸にかけて東西 4 km、南北 4.8km の範囲に分布している。この地域には、脊振山系から派生した丘陵が広がっており、須恵器生産に携わる工人は丘陵斜面に須恵器窯を作り、周辺の木々を伐採して窯の操業を行っていた。また、丘陵下の平地には須恵器工房を含む集落が営まれ、工房では甕や蓋杯等が製作され、窯へ運ばれ焼成された。焼成された須恵器は、窯で選別を経た後に集落に持ち込まれ、さらに選別を行った後に各地へ製品として出荷された。そして、工人たちの墓は窯と同じか近くの丘陵に作られていたようである。発掘調査から明らかになるこうした操業イメージは、牛頸須恵器窯跡の須恵器生産の本来の姿であり、このことを伝えることは、史跡に対する理解を深めるとともに、地域の歴史を知ることに他ならない。

これまで牛頸須恵器窯跡では、発掘調査が実施されるたびに現地説明会等を実施して周知に努めてきた。しかし、実際の窯跡を見たり調査内容を知ることができる場所が少なく、その存在が住民に十分に周知されていない面がある。また、現在窯跡の周辺の多くは植林が行われ古代の姿を失っているだけでなく、維持管理が行われなくなり荒廃が進む等、牛頸須恵器窯跡を取り巻く自然環境は決して良好とは言えない。さらに、窯跡は地表下に遺構が埋蔵され地上に構造物がないことから、その存在は分かりづらい。また、窯焚きを市民が行なうことは極めて少ないため、須恵器窯の操業の様子を伝えることは困難である。整備・活用にあたっては、これらの課題の解決を図る必要がある。

大野城市は、北に大野城跡、中央に水城跡、南側に牛頸須恵器窯跡と 3 つの史跡・特別史跡があり、緊密なつながりをもっている。牛頸須恵器窯跡は市の南地区を特徴づける重要な文化遺産であり、古代筑紫の歴史を知る上で欠かせない遺跡であることから、窯跡が残る山を良好な自然環境とともに保存し、大野城市の宝として整備・活用を図る必要がある。このことは、まちを大切に思うふるさと意識の醸成や市民同士のふれあい、地域づくり・人づくりに資するものと考えられる。

平成 24 年度に実施したワークショップでは、整備活用の全体テーマとして「須恵器のある大野城市を全国に発信し、その価値をつなぐ」とした。これと上記の背景を踏まえ、牛頸須恵器窯跡の整備・活用に関する基本理念を以下のように設定する。

九州最大の牛頸須恵器窯跡を大野城市の宝として活かし、未来へつなぐ

2. 基本方針

牛頸須恵器窯跡は、指定地が12ヵ所に分かれている。指定地内にはいずれも窯跡が所在し、時期や立地等は異なっているが、6世紀中頃から9世紀中頃に操業を継続した一連の須恵器窯跡群である。このため、史跡の内容を理解するためには、12ヵ所の史跡地個々の特性を明らかにし、地理的・歴史的条件を踏まえてゾーニングを行い、ゾーン間をつないで史跡全体が明らかになるようにしなければならない。

また、ワークショップでは、「点から線、線から面へと発信する」「古代から現代そして未来へつなぐ」「史跡の価値を伝え、全国に発信する」をテーマに、整備の具体案として資料館整備、地域おこし・自然に親しむ場、調査・発掘の様子や須恵器を焼く体験ができる場をつくる案が出された。さらに、史跡地の大半は山林にある。

以上のことを踏まえ、窯跡を確実に保存し、個々の特性を抽出した整備と史跡全体の内容を伝えるため、以下の4つの基本方針を定める。

(1) 史跡を周辺の地形とともに確実に保存・整備を行い、未来へつなぐ

- 1) 発掘調査を行い、露出展示を行っている窯跡については、経年変化による遺構の劣化状況の観察を行い、十分な対策を講じた保存整備を行う。
- 2) 発掘調査が実施されずに、地下に埋蔵されている窯跡については、自然災害に十分留意の上、周辺地形とともに適切な保存整備を行う。
- 3) 窯跡の整備・復元にあたっては、確認調査を実施し、その結果明らかになった成果に基づくものとし、遺構がき損しないような保護施設や措置をとるものとする。
- 4) 拠点施設として、駐車場や便所・休憩所等の便益施設を整備する。
- 5) 各地区の整備については、調査内容や周辺の社会環境に基づいて整備手法を検討し、特徴が分かるような整備を行う。

(2) 九州最大の須恵器窯跡群であり、古代筑紫の歴史を考える上で重要な史跡の価値を広く知らせる

- 1) これまで発掘調査を実施し、牛頸須恵器窯跡にとって重要な成果があった遺跡について、看板等で現地に表示を行い、史跡の広がりと内容について理解を深める。
- 2) 牛頸須恵器窯跡の須恵器生産サイクルや須恵器・窯跡の特徴・変遷や、古代筑紫の歴史との関わりが分かる展示・収蔵施設を整備する。
- 3) 歴史学習だけでなく、窯業生産や周辺の自然環境に関する学習や活動の取り組み等についても学ぶことができるような施設とし、学校教育や生涯学習での活用を図る。
- 4) 各時期を代表する窯跡を選定し、復元等の手段で窯跡の特徴が分かるような整備を行う。
- 5) 地域の理解を得ながら、窯業生産の過程や須恵器づくりが体験できる施設を整備する。
- 6) サインを設置し、史跡への導入を図る。
- 7) 牛頸須恵器窯跡の調査研究を進め、その成果を整備活用事業に反映する。

(3) 史跡および周辺環境を、緑あふれる健康的な環境とする

- 1) 史跡地周辺の山林について、窯跡が操業されていた当時と同じ自然環境（自然林・里山）へと転換することで、土石流などの自然災害に強い山づくりを目指す。
- 2) 史跡地周辺の所有者や関係機関等と連携し、良好な自然環境の保全を図る。
- 3) 史跡地周辺に広がる自然を最大限活かし、自然に触れ合えるようなルート作りを行う。

(4) 史跡と地域資源の有機的かつ効果的な連携を図り、大野城市の宝として活かす

- 1) 牛頸須恵器窯跡や周辺地域に残された文化遺産やその他の価値あるものを地域資源とし、近隣の史跡地をつなぎ、地域全体の歴史や史跡等を知ることができるようにする。
- 2) 史跡や山等を愛護する市民や団体等が整備に参加し、活動できるような拠点を作り、ボランティア等の育成を行う。
- 3) 歴史を軸に、子ども・観光をキーワードとして、世代を超えた交流や活動が行われる場として整備が予定されている「(仮称)大野城 心のふるさと館」や周辺施設と有機的かつ効果的な連携を図る。

■課題解決の方向性・基本方針・個別整備計画との関連について

基本理念

九州最大の牛頭須臾器窯跡を大野城市の宝として活かし、未来へつなぐ

<p>課題解決の方向性</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 史跡の調査に関して <ul style="list-style-type: none"> ・確認調査、研究の継続 ・言い伝え、昔の記憶の記録 ・大野城全体の史跡との関係性の調査 2. 史跡の管理に関して <ul style="list-style-type: none"> ・史跡地の保護と日常的管理 ・関係部局・他機関・団体・地域等との連携 3. 史跡の学習に関して <ul style="list-style-type: none"> ・史跡の周知 ・一般公開や体験型イベントの企画 ・学校教育との連携 ・既存活動との連携 4. 史跡の案内・解説に関して <ul style="list-style-type: none"> ・誘導サイン、案内サインの整備 5. 史跡の情報発信に関して <ul style="list-style-type: none"> ・マップやパンフレット等情報媒体の充実 ・一般公開や体験型イベントの企画 6. 史跡地間のネットワークに関して <ul style="list-style-type: none"> ・史跡地間のルート整備 ・散策路・史跡巡りツアー等の企画 ・関係部局・他自治体・機関・団体等との連携 7. 史跡公園の整備に関して <ul style="list-style-type: none"> ・窯跡の再現と景観を利用して公園化 ・良好な景観を活かしてハイキング等を兼ねた公園整備 ・記念館または史跡公園の整備 ・窯跡の展示施設の整備 8. 行政が果たす役割に関して <ul style="list-style-type: none"> ・公有化の促進 ・窯跡以外の須臾器生産に関する遺跡の指定 ・関係部局・他自治体・機関・団体等との連携 ・ボランティア等の育成
--

<p>基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 史跡を周辺の地形とともに確実に保存・整備を行い、未来へつなぐ <ol style="list-style-type: none"> 1) 発掘調査を行い、露出展示を行っている窯跡については、経年変化による遺構の劣化状況の観察を行い、十分な対策を講じた保存整備を行う。 2) 発掘調査が実施されずに、地下に埋蔵されている窯跡については、自然災害に十分留意の上、周辺地形とともに適切な保存整備を行う。 3) 窯跡の整備・復元にあたっては、確認調査を実施し、その結果明らかになった成果に基づくとし、遺構がき損しないような保護施設や措置をとるものとする。 4) 拠点施設として、駐車場や便所・休憩所等の便益施設を整備する。 5) 各地区の整備については、調査内容や周辺の社会環境に基づいて整備手法を検討し、特徴が分かるような整備を行う。 (2) 九州最大の須臾器窯跡群であり、古代筑紫の歴史を考える上で重要な史跡の価値を広く知らせる <ol style="list-style-type: none"> 1) これまで発掘調査を実施し、牛頭須臾器窯跡にとって重要な成果があった遺跡について、看板等で現地に表示を行い、史跡の広がりと内容について理解を深める。 2) 牛頭須臾器窯跡の須臾器生産サイクルや須臾器・窯跡の特徴・変遷や、古代筑紫の歴史との関わりが分かる展示・収蔵施設を全体の拠点となる場所に整備する。 3) 歴史学習だけでなく、窯業生産や周辺の自然環境に関する学習や活動の取り組み等についても学べることができるような施設とし、学校教育や生涯学習での活用を図る。 4) 各時期を代表する窯跡を選定し、復元等の手段で窯跡の特徴が分かるような整備を行う。 5) 地域の理解を得ながら、窯業生産の過程や須臾器づくりが体験できる施設を整備する。 6) サインを設置し、史跡への導入を図る。 7) 牛頭須臾器窯跡の調査研究を進め、その成果を整備活用事業に反映する。 (3) 史跡および周辺環境を、緑あふれる健康的な環境とする <ol style="list-style-type: none"> 1) 古代の植生への林相転換を行い、災害に強い山作りを目指す。 2) 史跡地周辺の所有者や関係機関等と連携し、良好な自然環境の保全を図る。 3) 史跡地周辺に広がる自然を最大限活かし、自然に触れ合えるようなルート作りを行う。 (4) 史跡と地域資源の有機的かつ効果的な連携を図り、大野城市の宝として活かす <ol style="list-style-type: none"> 1) 史跡や周辺地域に残された文化遺産やその地の価値あるものを地域資源とし、全体と近隣の史跡地をつなぎ、地域全体の歴史や史跡を知ることができるようにする。 2) 史跡や山等を愛護する市民や団体等が整備に参加し、活動できるような拠点を作り、ボランティア等の育成を行う。 3) 「(仮称)大野城 心のふるさと館」や周辺施設と有機的かつ効果的な連携を図る。
--

<p>個別整備計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 個別整備計画における基本的な考え方 2. ゾーニング計画 <ul style="list-style-type: none"> ・広域的史跡探訪ゾーン ・史跡学習ゾーン ・史跡散策ゾーン ・レクリエーションゾーン 3. 動線計画 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車等の動線 ・歩行者の動線 4. 保存・保全に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> ・発掘した窯跡の保存 ・未調査の窯跡の保存 ・史跡地の保全 5. 遺構の表現に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> ・遺構露出展示（窯跡本体を見せる方法） ・模型展示（レプリカで表現する方法） ・復元展示（遺構を復元して見せる方法） ・平面表示（植栽等で表現する方法） ・解説板表示（解説板で表示する方法） 6. 案内・解説に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> ・目的地まで誘導するサインシステムの確立 ・史跡の価値や特徴等を伝える解説手法の導入 7. 拠点施設に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> ・拠点整備 ・駐車場やトイレ、休憩所等の便益施設の併設 ・ボランティア等の育成 8. 緑地管理計画 <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な林相転換の実施 ・倒木の計画的な処理による自然環境の保全 ・市民との協働（共働）による維持管理の仕組みづくり 9. 周辺施設との連携に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> ・地域の周辺文化財とのネットワーク ・地域資源（レクリエーション施設等）との連携 ・地域活動団体との連携による活用の取組み 10. 整備事業に必要となる調査等に関する計画

VI. 個別整備計画

1. 個別整備計画における基本的な考え方

大野城市の市域の中央から南側の地域には、須恵器窯跡が多数分布しており、総基数 500 基を超えると推定される。東西 4km、南北 4.8 km の範囲に広がっていた須恵器窯跡は、宅地造成等に先立って発掘調査が行われ、九州最大の須恵器窯跡群であることが知られるようになった。牛頸須恵器窯跡は、こうした窯跡のうち 12 ヶ所が史跡指定されたものであり、指定地は広い範囲に分布している。また、この地域は焚き物山として周辺から薪取りが行われており、大正年間以降は植林が行われるなど、里地・里山として山の利用が盛んな土地であった。しかし、現在は維持管理が行われず、手入れがされていない人工林や竹林の増加など山林の放置が問題となっている。

これらを踏まえ、今回の計画にあたっては、広範囲に点在する史跡地を大野城市の宝として活かし、未来につなぐことを目的とする。このため、各史跡地の歴史的・地理的・社会的環境に応じてゾーニングを行い、各ゾーンの性格と役割を定め、特性に応じた整備手法を採用するものとする。

各ゾーンに点在する史跡地は、史跡の内容と交通状況を勘案して拠点となる場所を定め、来訪者が史跡地へアクセスしやすい車での動線を計画する。また、山林にある史跡地については、山の利用が盛んであったことを踏まえ、放置された山林について緑地管理を行い、里地・里山の回復を行う。さらに、既存の林道や山道を整理し、山を散策できるような動線を設定し、史跡と自然を楽しむことができるようにする。

遺構の表現にあたっては、遺構と史跡地を適正に保存・保全しながら露出展示や平面表示等で分かりやすい表現を行うものとする。また、解説は牛頸須恵器窯跡だけでなく、史跡を取り巻く大野城市南部全体の文化財等を取り上げるものとする。これらの解説手法は、各史跡や交通の状況等を基に、ガイダンス施設の設置をはじめ、適確な方法を定め、ふるさと学習の充実を図る。

史跡地内の調査については、整備事業に先だって行い、調査成果やゾーンごとの特性に応じた整備手法をとるものとする。また史跡地に広がる山林は、史跡と自然が確実に保存される手法等を、市民や地域活動団体等と協働（共働）しながら取り組み、良好な森林環境の保全を進めていく。さらに周辺の文化財や施設等と連携し、牛頸須恵器窯跡の周知を図るとともに、その価値を広く市民に伝えていくものとする。

2. ゾーニング計画

史跡牛頸須恵器窯跡は、12カ所に分かれている。これらの史跡地にある窯跡の時期、現在史跡地が置かれた現状はそれぞれ異なっているが、本来は一連の操業の中で生み出されていったものである。このため、各史跡地を歴史的・地理的・社会的環境によってゾーニングを行い、ゾーンの特徴を抽出し、目指すゾーンの姿を定める。また発掘調査終了後、造成などで失われた遺跡や窯跡の情報については、重要な調査を中心にピックアップを行い、こうした遺跡や史跡地をつなぐことで本来の牛頸須恵器窯跡の広がりを感じることができるようにする。

(1) 広域的史跡探訪ゾーン

①ゾーニング

牛頸須恵器窯跡の操業が開始された地域であり、須恵器工人集落と窯跡が近在する地域である。周辺は都市化しており、大規模な土砂災害は発生しにくい状況にある。

②ゾーンの特徴

梅頭窯跡群 I 地区は、公園の中に窯跡が覆屋をかけて保存されており、看板も設置されていることから、牛頸須恵器窯跡を知ることのできる拠点である。窯跡は、操業を行っただけでなく、墳墓に転用されたことが明らかになっており、工人の実態について知ることができる。また、周辺は上園遺跡や野添遺跡といった牛頸須恵器窯跡を考える上で重要な遺跡が広がっており、水城跡や小水城跡といった特別史跡も近接して存在する。さらに、市街地にあり、駅やバス亭から近く、アクセスしやすい場所にある。

③目指すゾーンの姿

牛頸須恵器窯跡の存在を知らせ、史跡への導入を図るゾーンとする。拠点となる梅頭窯跡群 I 地区では牛頸須恵器窯跡だけではなく、他の史跡や遺跡・文化遺産についても存在を知らせ、本来の史跡の広がりを感じられるようにする。また、牛頸須恵器窯跡に関する遺跡やその他の価値をもつ史跡または文化遺産についても解説板設置を行う。

(2) 史跡学習ゾーン

①ゾーニング

古墳時代から古代においては、操業が盛んに行われていた。月の浦団地に隣接しており、環境処理センターと周辺の山林にあたる。

②ゾーンの特徴

小田浦窯跡群 I 地区は山林にあたるが、市街地に隣接している。窯跡は東側斜面に5基集中しており、瓦を生産するなど操業が活発であったことが分かる。指定地北側は削られて大きな崖となっており、南側斜面も過去に幾度か土砂流出があったことが分かることから、自然環境を守りながら、整備を進めていく必要がある。

後田窯跡群 I 地区は、山林にあたり、指定地内には須恵器窯跡が自然と共に保護されている。指定地へは山道が続いており、操業当時の雰囲気を感じることができる場所である。

③目指すゾーンの姿

牛頸須恵器窯跡の学習や体験を行い、実際の窯跡を知ることができる公開・活用のゾーンとする。小田浦窯跡群 I 地区は市街地に近く、広場が隣接するという特性を活かし、ここに展示・活用・体験活動が行えるガイダンス施設整備を行う。また、窯跡は覆屋を建設し、見学できるようにするほか、植栽等で平面表示を行い、史跡地内に

所在する窯跡全体の存在を知らせるものとする。ここを拠点に、後田窯跡群Ⅰ地区までの山については適切な緑地管理を行いながら健康的な散策路の整備を行い、自然と史跡に親しめる場とする。山の上からは、牛頸窯跡群だけでなく、水城・大野城も望める場所であることから、窯とその風景を体感する場所とする。この他、温浴施設を備えたいこいの里などの施設と連携した整備活用を検討する。

(3) 史跡散策ゾーン

①ゾーニング

古代において盛んに操業が行われていた。月の浦・平野台南側の山林にあたり、中央霊園へ向かう道の両側に広がる。

②ゾーンの特徴

ほとんどを山林が占め、操業当時の雰囲気を感じることができる場所である。指定地へ続く山道もあり、自然に親しむことができる。もみじの森・共生の森・トラストの森といったトラスト協会の活動地が指定地と隣接している。石坂窯跡Ⅳ地区は牛頸須恵器窯跡で最も新しい時期の窯跡であり、最後の操業の様子が分かる。

③目指すゾーンの姿

操業当時の姿を体感するゾーンとする。山林については、自然が最も良く残っており、風景を維持し、周辺の森林と状況を合わせながら適切な緑地管理を行い、里地・里山の回復を図る。史跡地は、トラスト協会が整備する森とつないで周遊できるルート設定を行い、自然と史跡に触れ合える空間とする。また、既存のトラスト協会の活動状況を踏まえた場所に須恵器を焼く体験窯の設置を行い、窯焚きを行って操業の姿を再現する。

(4) レクリエーションゾーン

①ゾーニング

古代において盛んに操業が行われていた。牛頸ダムを中心として、周辺に広がる山林にあたる。

②ゾーンの特徴

牛頸ダムと大野城いこいの森があり、指定地と隣接する。牛頸ダムの周囲には周回道路が巡り、車ばかりでなく、徒歩や自転車・ジョギングなどのコースとなっている。さくらの森はトラスト協会の活動地であり、長者原窯跡群Ⅰ地区と隣接する。

③目指すゾーンの姿

牛頸ダム周辺への来訪者に史跡の存在を知らせ、史跡とレクリエーションが一体となったゾーンとする。長者原窯跡群Ⅰ地区はさくらの園として管理され、良好に手入れされた山である。黒金山・牛頸山登山道に隣接することから、現在ある風景を損ねない形で整備する。井手窯跡群は周回道路の傍らにあり、ジョギングコースとなっていることから、窯跡の存在を示す案内板を設置し、史跡の存在を知らせる。

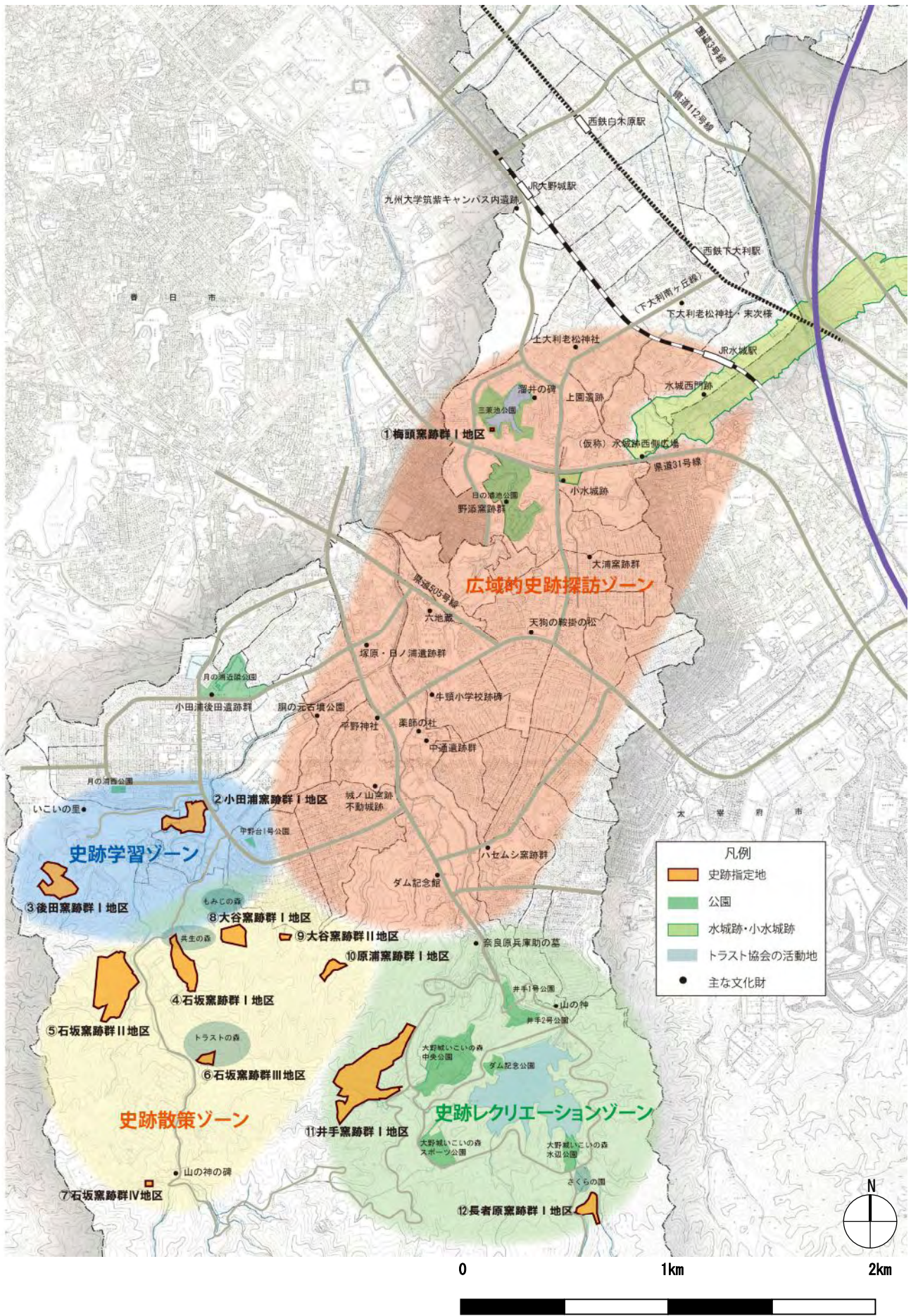


図 19 ゾーニング図

3. 動線計画

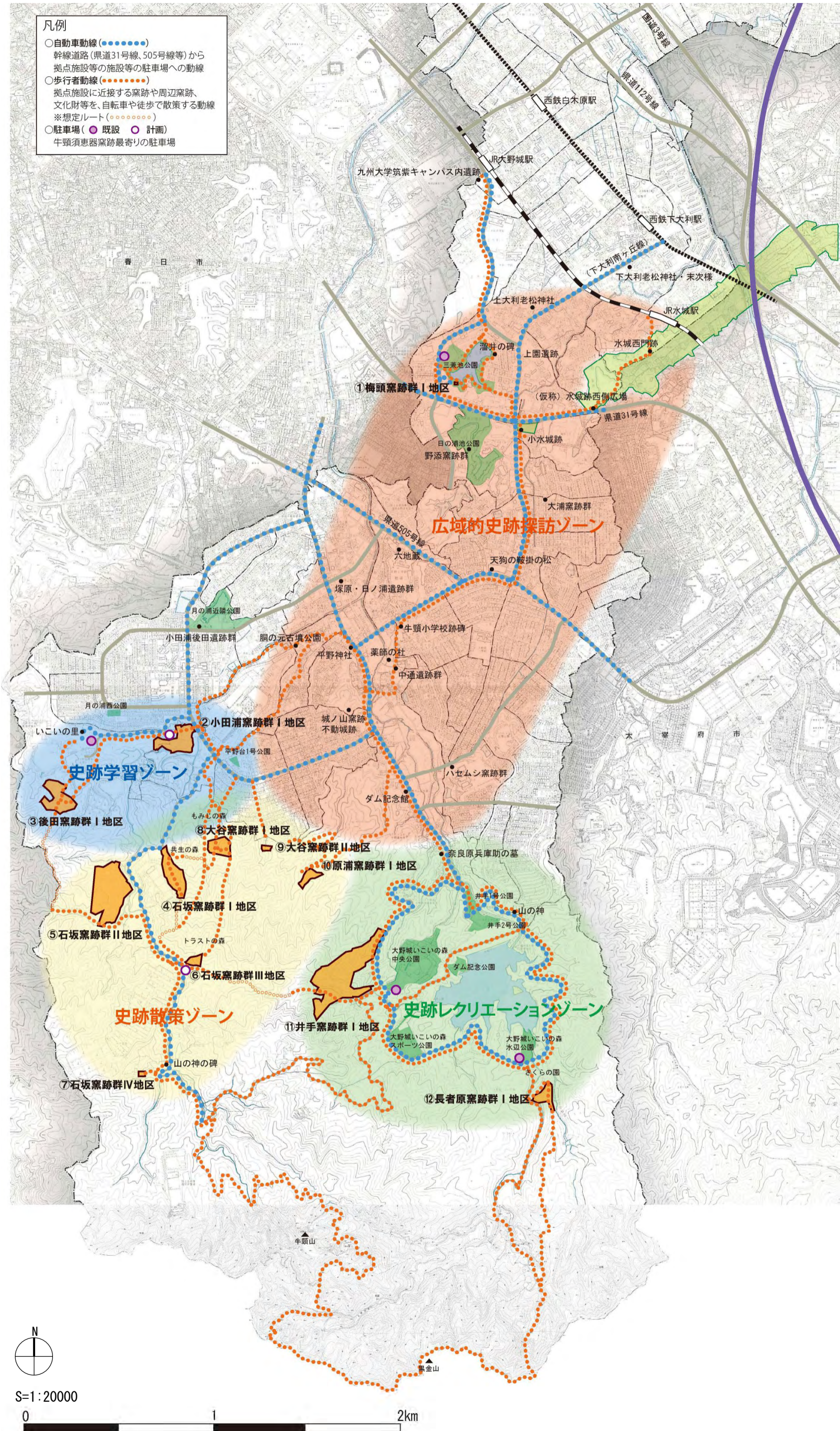
史跡牛頸須恵器窯跡は、12 ヶ所に分かれている。いずれも J R ・西鉄といった鉄道路線からはやや遠く、自動車等の使用が見込まれる。また、史跡地の大半は山林にあるため、史跡地間をつなぐ歩行者用の動線の設定も必要である。さらに、史跡地の周辺には、牛頸須恵器窯跡だけではなく、他の史跡や遺跡、その他の価値あるものが点在している。こうしたものも含め、自動車等での移動に配慮した動線と歩行者を目的とした動線の 2 つに分けて動線設定を行う。

(1) 自動車等の動線

自動車等でのアクセスルートは、市道下大利・南ヶ丘線より牛頸ダムおよび石坂へのアクセスを中心とし、県道 31 号線からの導入も図ることで市外からの来場者についても導入を図る。梅頭窯跡群 I 地区・小田浦窯跡群 I 地区・長者原窯跡群 I 地区・石坂窯跡群 III 地区は駐車場が近接するか整備が可能であり、アクセスが容易であることから、史跡探訪の拠点とする。また、他の地区のうち、道路が近接するものについては、史跡地へのアクセスが容易である。

(2) 歩行者の動線

史跡地の周辺を占める山林においては、史跡地をつなぐルート設定が必要である。ルート設定にあたっては、山には傾斜があり起伏が大きいが、明治時代の地図にあり、過去に尾根筋や谷部等に設けられた里道や既存の林道を有効に活用する。また、バリアフリー化を図れる場所については、十分配慮した整備を行うものとする。さらに、整備にあたっては、大きく現状を変更しない整備を行い、森林浴や山歩きに適した「山の散歩道」としての雰囲気重視したものとし、安全で安心して歩ける環境作りに努めるものとする。



- 凡例
- 自動車動線 (●●●●●●●●)
 - 幹線道路(県道31号線、505号線等)から拠点施設等の施設等の駐車場への動線
 - 歩行者動線 (●●●●●●●●)
 - 拠点施設に近接する窠跡や周辺窠跡、文化財等を、自転車や徒歩で散策する動線 ※想定ルート(●●●●●●●●)
 - 駐車場 (● 既設 ● 計画)
 - 牛頭須恵器窠跡最寄りの駐車場

図 20 動線計画図

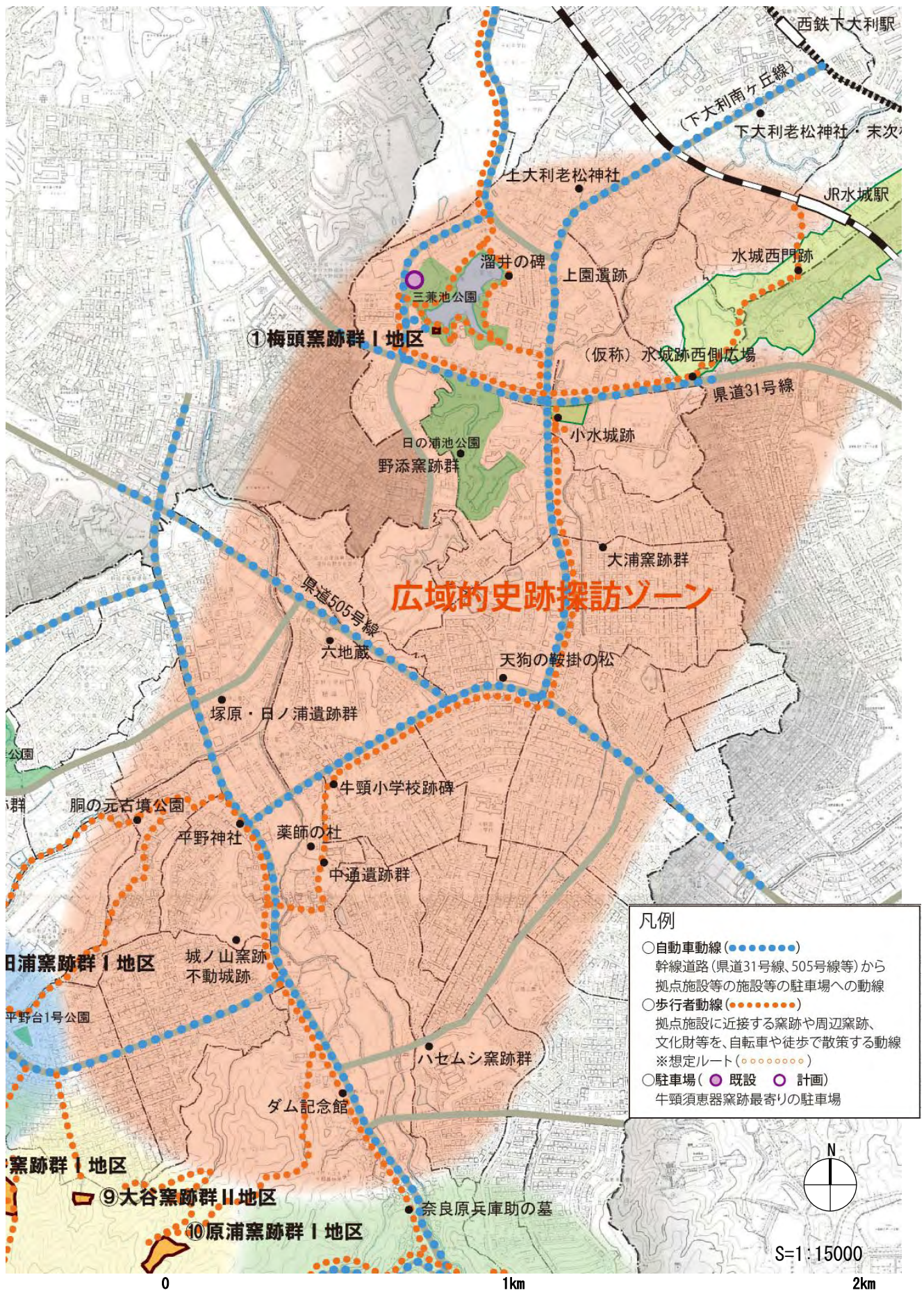


図 21 広域的史跡探訪ゾーンにおける動線計画図



- 凡例
- 自動車動線 (●●●●●●●●)
 - 幹線道路 (県道31号線、505号線等) から
 - 拠点施設等の施設等の駐車場への動線
 - 歩行者動線 (●●●●●●●●)
 - 拠点施設に近接する窯跡や周辺窯跡、
 - 文化財等を、自転車や徒歩で散策する動線
 - ※想定ルート (○●●●●●●●)
 - 駐車場 (● 既設 ○ 計画)
 - 牛頭須恵器窯跡最寄りの駐車場



S=1:10000



図 22 史跡学習ゾーンにおける動線計画図



- 凡例
- 自動車動線 (●●●●●●●●)
 - 幹線道路 (県道31号線、505号線等) から
拠点施設等の施設等の駐車場への動線
 - 歩行者動線 (●●●●●●●●)
 - 拠点施設に近接する窯跡や周辺窯跡、
文化財等を、自転車や徒歩で散策する動線
※想定ルート (○●○●○●○●)
 - 駐車場 (● 既設 ○ 計画)
 - 牛頸須恵器窯跡最寄りの駐車場

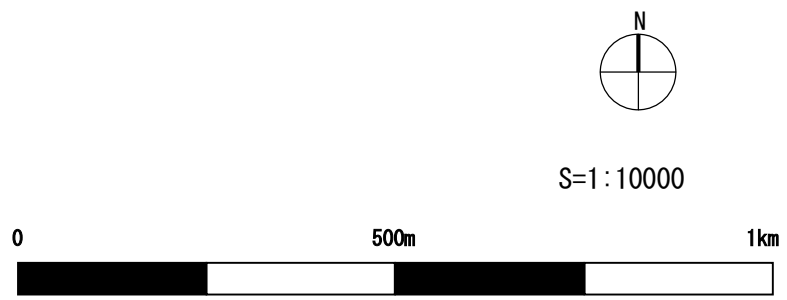
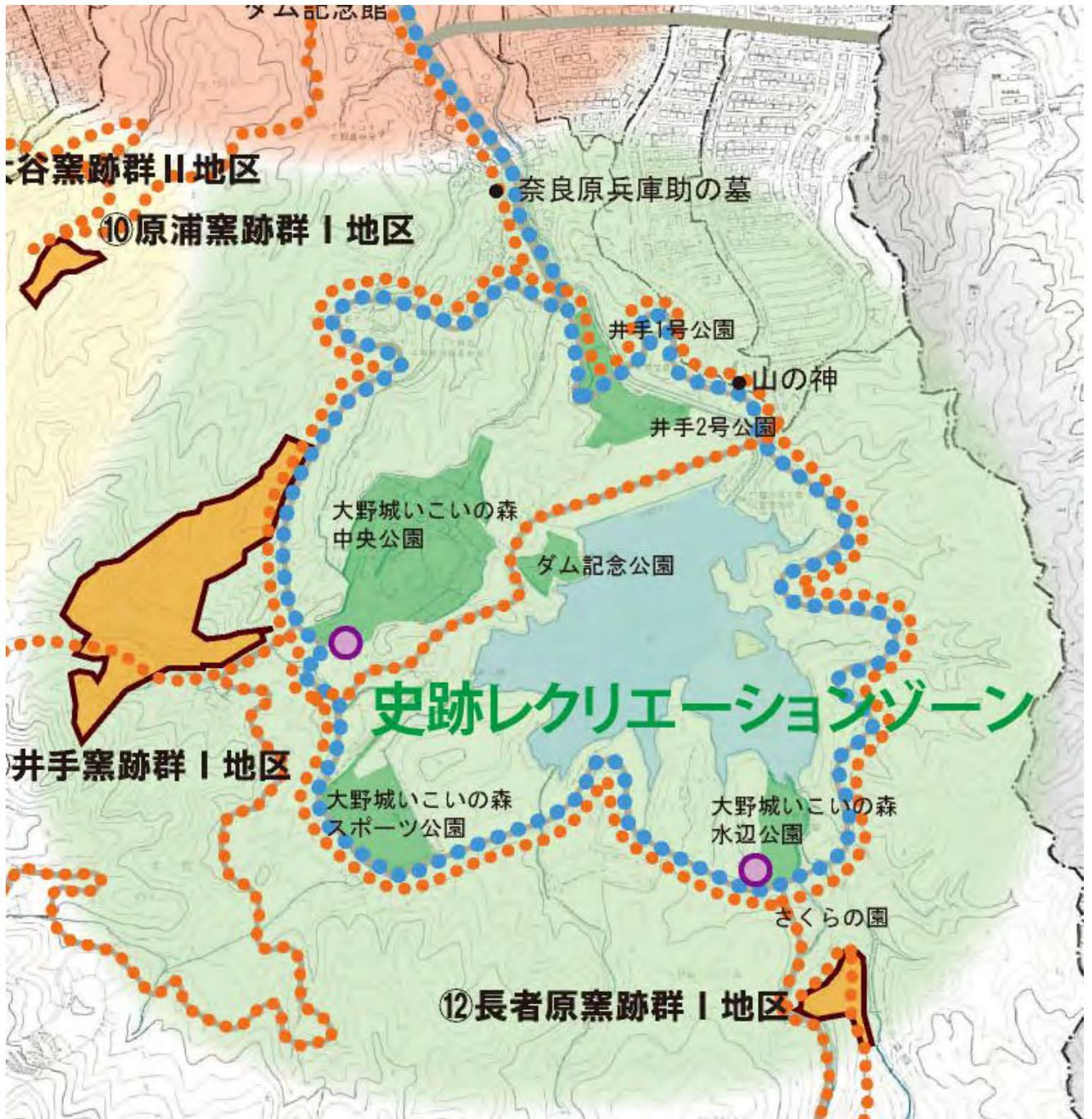


図 23 史跡散策ゾーンにおける動線計画図



- 凡例
- 自動車動線 (●●●●●●●●)
 - 幹線道路(県道31号線、505号線等)から拠点施設等の施設等の駐車場への動線
 - 歩行者動線 (●●●●●●●●)
 - 拠点施設に近接する窯跡や周辺窯跡、文化財等を、自転車や徒歩で散策する動線
 - ※想定ルート (○●●●●●●●)
 - 駐車場 (● 既設 ○ 計画)
 - 牛頸須恵器窯跡最寄りの駐車場

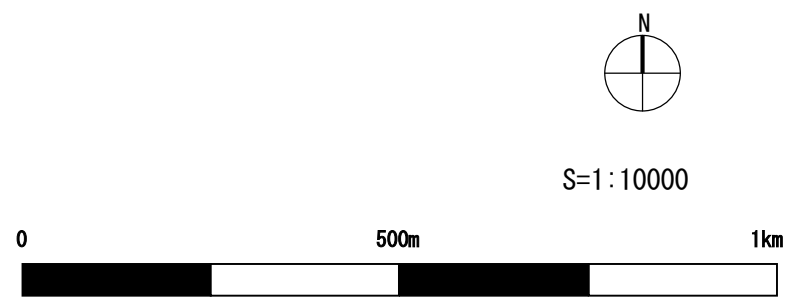


図 24 レクリエーションゾーンにおける動線計画図

4. 保存・保全に関する計画

牛頸須恵器窯跡は、そのほとんどが地下式構造のため、地表下にトンネル状に窯が作られる。作業が終わった後には、大半の窯の天井は崩落し埋没しているが、一部天井を残すものもあり、史跡地内にはこうした窯跡が多く残されている。また、梅頭窯跡群Ⅰ地区や石坂窯跡群Ⅳ地区は埋没していた窯跡を発掘調査して露出展示している。こうした条件の異なる窯跡の保存について、それぞれ個別に方法を定め、さらに多くの史跡地がある山林を緑地環境とともに保全を図る。

(1) 発掘した窯跡の保存

発掘調査により完掘され、露出展示を行っているもので、梅頭窯跡群Ⅰ地区のような覆屋を設置する等の保護措置をとるものについては、経年変化を観察し、劣化や崩落等の危険性が確認された場合は保存処理等を行い、遺構の保護に努める。

また、石坂窯跡群Ⅳ地区のような覆屋を設置していないものについては、保存状態を確認する。その上で、さらに保存状態が悪化しないよう、覆屋の設置や保護盛土等について史跡地周辺の状況を含めて判断する。

さらに、今後露出展示を行う窯跡については、覆屋を設置し、遺構のき損を防ぐとともに、状況に応じて保存処理等の措置を検討する。天井の有無については調査時に確認し、可能であれば天井部を残すような保存措置もしくは天井部を表現する展示方法を検討するものとする。

(2) 未調査の窯跡の保存

埋没しているものについては、確認調査により窯跡の遺存状況や時期等を確認し、その結果を踏まえて公開すべきかを検討する。また、埋没したまま保存を行うもので、周辺地形から自然崩落の可能性が確認された場合は、遺構が失われないような保全措置をとるものとする。自然崩落の可能性が無いようなものについては、保護盛土を行い、遺構が雨水による浸食を受けないような保全措置をとるものとする。

(3) 史跡地の保全

史跡地の保全については、史跡地内を測量図化し、地形状況を十分観察の上、過去の災害履歴が読み取れるかを判断する。その結果、災害弱所が確認された場合は史跡の状況や周辺状況を勘案し、法面崩落に対する対策を講ずるものとする。

また、イノシシが掘り返した地形のえぐれについては、里道の崩落につながる可能性があり、被害が著しい場合は関係部局と協議し、対策を講ずるものとする。

5. 遺構の表現に関する計画

須恵器窯跡は、窯跡本体を見せる方法、窯跡の本体に合わせてレプリカを作成する方法、植栽や石を窯跡の平面形に合わせて表示する方法、解説板で表示する方法等がある。牛頭須恵器窯跡は窯跡の位置や規模が不明な指定地もあり、こうした場所については今後、確認調査を行い、表現方法を検討する。

(1) 表現方法の事例

1) 遺構露出展示（窯跡本体を見せる方法）

露出展示は、遺構そのものを本来の場所で見ることができるという点で迫力がある。梅頭窯跡群 I 地区で実施しており、露出する場合は、窯跡保護のため覆屋の設置が必要である。天井については、可能であれば天井部を残すような保存措置もしくは天井部を表現する展示方法を検討するものとする。



梅頭窯跡群 I 地区



友枝瓦窯跡



ウトグチ瓦窯跡



新池ハニワ工場公園

2) 模型展示（レプリカで表現する方法）

窯跡を保護し、擬似的に体験する方法としてレプリカによる展示方法がある。この方法により、調査された状況の規模等を体験することができる。なお、メンテナンス性を考慮して屋内での展示を目指し、屋外に設置する場合は覆屋を設ける。



吹田市立博物館



木津川市音如ヶ谷瓦窯跡

3) 復元展示（遺構を復元して見せる方法）

発掘調査の状況に基づき、今は失われた遺構を、材料及び工法等に十分配慮しつつ、復元し、展示するものである。操業当時や発掘調査時の様子を視覚的に伝えることができる。



新池ハニワ工場公園：操業当時



新池ハニワ工場公園：発掘調査時

4) 平面表示（植栽等で表現する方法）

遺構の場所や規模等をあらわす方法として、植栽や配石等で表現する方法は有効である。



新池ハニワ工場公園



上人ヶ平遺跡公園

5) 解説板表示（解説板で表示する方法）

窯跡の概要を解説文、発掘時の状況や出土品の写真等で表示する。



石坂窯跡群IV地区



6) 映像表示（AR等）

消失遺構や埋蔵遺構などその場所で見えない遺構を、AR技術を活用し、タブレット端末で映像を見せる。



「鴻臚館・福岡城跡跡バーチャル時空散歩」より

(2) 牛頸須恵器窯跡における表現方法

全国的な史跡の事例から、牛頸須恵器窯跡における表現方法をゾーンごとに定める。なお、広域的史跡探訪ゾーンは、すでに覆屋が建てられている。

- 1) 史跡学習ゾーンでは、小田浦窯跡群 I 地区は、発掘調査を実施したものは露出展示を行い、覆屋を建て、それ以外については調査の状況を十分に踏まえた上で2)～4)の方法で表現を行う。
- 2) 史跡散策ゾーンでは、いずれも山中にあり、覆屋の設置が難しいことから、5)を中心とし、状況に応じて2)～4)の方法で表現を行う。
- 3) レクリエーションゾーンは、人が多く集まる場所であることから、4)、5)を中心に表現を行う。

6. 案内・解説に関する計画

指定地は駅やバス路線から離れており、また主要道路からも離れている場所があり、所在地が分かりにくい状況にある。このため、史跡地への案内にあたっては、指定地の近くだけではなく、主要道路から誘導する案内が必要である。案内にあたっては、広域的史跡探訪ゾーンへの導入を図り、ここから各史跡地へ広がっていくような案内を図る。また、車による案内を図るのは梅頭窯跡群 I 地区・小田浦窯跡群 I 地区の拠点施設を備えた場所とする。

また、12ヶ所の史跡地全体がどの位置にあるのかが分かるような案内も必要である。解説については、史跡地の内容が分かるものと、史跡牛頸須恵器窯跡の内容が分かるものを一体的に備え、史跡全体への理解が深められるようにする。解説板は色やデザイン等の意匠を統一し、窯跡のイラスト等を加え、日本語のほか英語・中国語・韓国語を備え、外国人が見ても分かりやすいものとなるようにする。

(1) 目的地まで誘導するサインシステムの確立

目的とする施設へ効果的、効率的に利用者を誘導するため、市全域を対象に、サインでスムーズに目的地（拠点施設）まで導くサイン配置を行う。なお、設置にあたっては、工法や素材等、関係部局と協議して行う。

1) 広域誘導サイン

幹線道路から目的地（拠点施設）へと主として車を誘導する方向表示サイン

2) 誘導サイン

拠点施設から史跡及び周辺史跡地、文化財等へ誘導するための歩行者等を対象とした方向表示サイン

3) 既存の交通機関との連携

既存の交通機関と連携し、牛頸須恵器窯跡の所在地を伝える手法を検討する。

(2) 史跡の価値や特徴等を伝える解説手法の導入

多くの人が訪れる拠点施設を中心に、周辺文化財等、歴史的価値がある資源について案内・解説する手法を導入する。

1) 総合案内サイン

- ・総合案内図（大野城市全体図と史跡指定地域図）
- ・史跡牛頸須恵器窯跡の概要の解説（経緯、指定範囲、歴史等）

2) 解説サイン

- ・個別の窯跡・史跡の解説・位置の表示

3) 標柱

- ・史跡の場所を示す標柱の設置

4) 展示

- ・窯跡の姿や当時の風景、牛頸須恵器窯跡の特徴に関する展示（出土遺物の展示、レプリカ展示、パネル展示、模型展示、映像等）

5) 案内人による解説

- ・ボランティア等による案内

6) 案内リーフレット等の作成

- ・窯跡の位置関係を示した図の中に、周辺文化財、歴史的資源等を入れたリーフレット

7) ソーシャルネットワークを活用した情報発信

- ・最新の技術を活用して、史跡地への導入を図る。

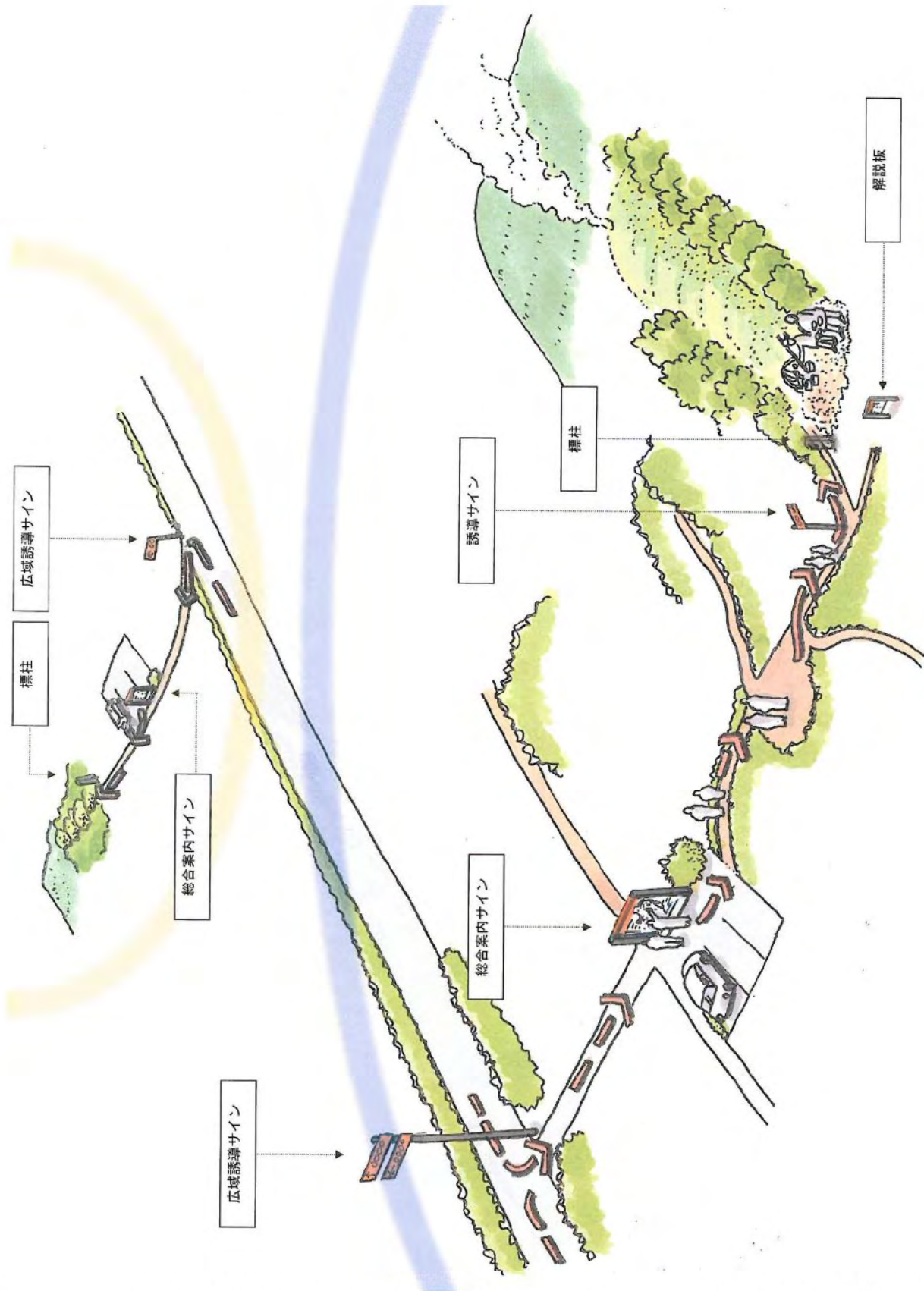


図 25 サインシステムイメージ図

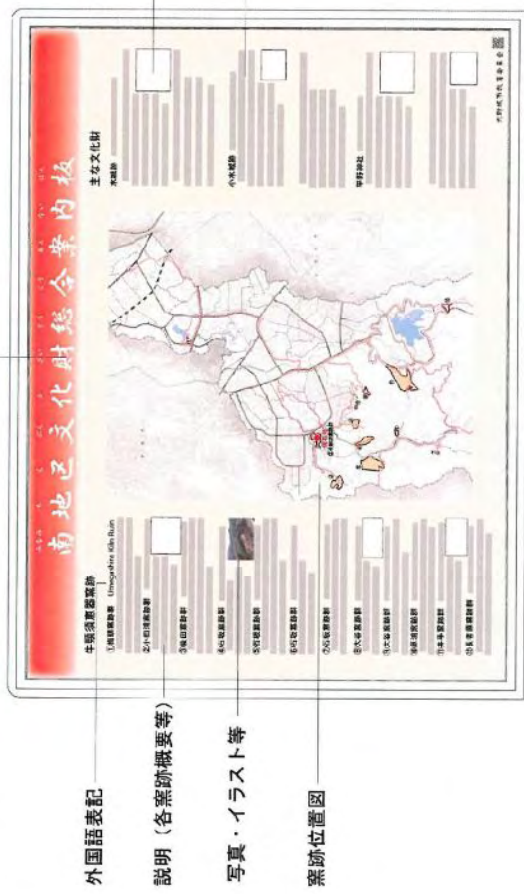
総合案内サインA (参考イメージ)



解説サイン (参考イメージ)



総合案内サインB (参考イメージ)



広域誘導サイン及び誘導サイン、標柱 (参考イメージ)

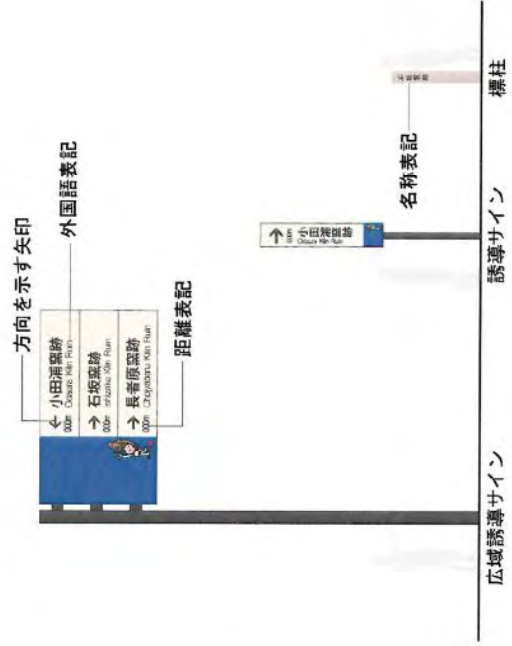


図 26 サインの参考イメージ

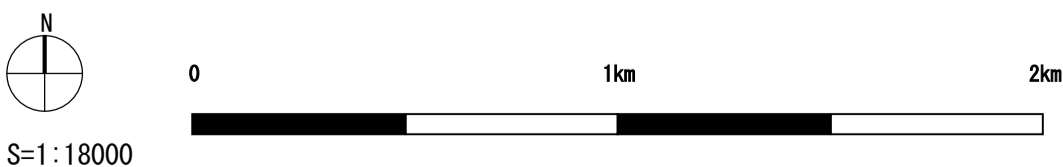
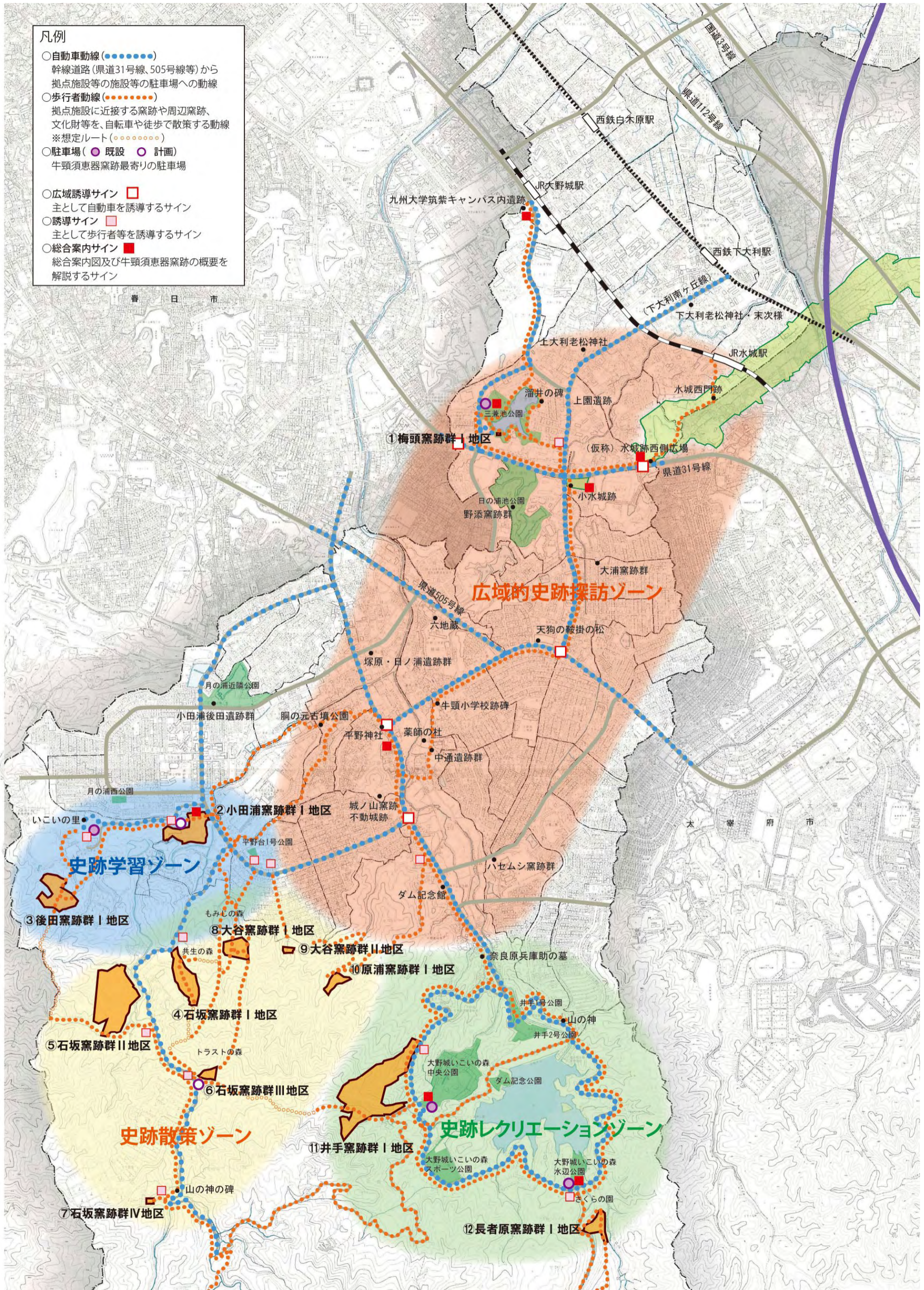


図 27 サイン配置図

7. 拠点施設に関する計画

牛頸須恵器窯跡を生涯学習や学校教育において公開・活用するためには、史跡全体や各史跡地の内容等を理解することができるガイダンス施設や体験活動施設が必要である。史跡地は12ヶ所と数が多く、山中にある場所も多いことから、交通環境等を考慮の上、ガイダンス施設・便益施設等を備える拠点を定め、集中的に整備を行うこととする。また、史跡地間が点在し、離れているため拠点とする場所は各ゾーンに設置し、各史跡地の特徴に応じた特色のある整備を行う。

(1) 拠点整備

1) 広域的史跡探訪ゾーン

梅頭窯跡群Ⅰ地区を拠点と定める。公園内に取り込まれ、発掘調査された窯跡に覆屋がかけられていることから大幅な施設建設を伴う整備は行わない。牛頸須恵器窯跡への導入として位置づけられている場所であることから、各史跡・遺跡への案内を行う解説板の整備を行う。また覆屋内は、窯内から発見された鉄刀等のレプリカを展示するなど、覆屋内の環境整備を行い、見学者の快適な利用を図る。

2) 史跡学習ゾーン

小田浦窯跡群Ⅰ地区を拠点と定め、史跡公園としての整備を図る。窯跡は5基確認されているが、発掘調査で完掘されているものを中心に覆屋をかけ、実物の窯跡と灰原の状況の露出展示を行い、他の窯跡は植栽等の表現方法を行い、窯跡群全体の様子が理解できる整備を行う。また、現場は開けた高台にあることから、周辺の豊かな緑は適切な緑地管理を行い、博多湾から水城跡や大野城跡を見渡せる展望施設を設置する。

ガイダンス施設は、史跡全体の理解を深めるため、史跡の内容（牛頸須恵器窯跡の価値・特質、歴史等）を分かりやすく伝える展示（模型や映像、パネル等）を行う。展示・解説スペース、管理・体験スペース、収蔵庫（計約600㎡）を主とし、トイレ等を備えるものとする。また、史跡の本質的価値である須恵器作りを実際に体験することができる体験活動施設を併設し、土器づくり体験や泥窯焚きを行い、史跡の管理を行う施設も兼ねるものとする。

3) 史跡散策ゾーン

石坂窯跡群Ⅲ地区を拠点と定める。奈良時代の小形の窯をモデルとし、須恵器を焼く窯を整備し、須恵器窯焚きを体験する。窯には、必要な資材運搬のため、駐車場、ベンチ、あずまや、トイレ、管理棟の整備を行う。

4) 史跡レクリエーションゾーン

長者原窯跡群Ⅰ地区を拠点と定める。指定地は黒金山への登山道の傍らにあることから、解説板を設置し、山の中にある史跡の存在と自然の関わりを知らせる。窯跡は確認調査を行い、窯跡を配石等で表示を行う。隣接するさくらの園は、史跡地と一体となった環境にあることから、ベンチやあずまや等を配置し、整備を行う。

(2) 駐車場やトイレ、休憩所等の便益施設の併設

既存施設の駐車場を有効活用しながら、来訪者が利用しやすい施設配置を検討する。アクセス性や管理動線の必要性も踏まえ、ガイダンス施設（ビジターセンター）に近接する場所に配置することを検討する。

既存施設の活用を基本に、ユニバーサルデザインへの対応を含め、より利用頻度の高い主動線や駐車場等からアクセスしやすい場所にトイレを配置する。仮設しているトイレは将来的には撤去する。

梅頭窯跡群 I 地区及び長者原窯跡群 I 地区は、隣接する公園等に便益施設を備えているが、その他の場所は未整備である。便益施設は、各拠点に駐車場とトイレを備え、史跡環境を守りながら、見学者の利便性を図ることとする。

(3) ボランティア等の育成

史跡の管理や運営においては、地域ボランティアの活動が重要となってくる。地域活動団体をハード、ソフトの両面から支援し、地域の人々が使える交流拠点としての整備を目指す。また、(仮称) 心のふるさと館と連携してボランティアガイド（来訪者への解説・案内等）を育成し、来訪者との交流を深める場としての整備も目指す。

8. 緑地管理計画

牛頸須恵器窯跡は、梅頭窯跡群 I 地区を除きいずれも山林にある。こうした山林において、史跡の保護を図る際には、降雨によって史跡地が雨水によってえぐられたり、流失がないようにしなければならない。また、史跡地内の斜面に溪流が生じないように、保水力を高める緑地づくりが必要である。こうした理想的な森林環境として、林床に光が当たる長者原窯跡群 I 地区のような明るい山林にすることを目標とする。（下記写真左）

上記のためには、スギ・ヒノキの間伐や、竹林の除去により、徐々に史跡地の緑地環境を操業当時の姿である自然二次林に戻していく必要がある。また、戻していく環境としては、これまで発掘調査により明らかになってきている窯で使われた燃料である樹種を植樹したり、天然更新があればその状況を経過観察するが、植樹にあたっては、樹木の根によって窯跡がき損することがないように位置に木を植えるものとする。

手入れがされていない山林では、倒木に起因する悪影響（流出による窯跡のき損、排水路の機能低下等）を除くとともに、史跡地の景観の改善を図ることが大切である。また、管理を継続していくためには市民との協働（共働）が欠かせない。（下記写真右）さらに、伐採木の処分にあたっては、チップ化やバイオマス発電などの有効活用も関係部局と協議する。

（1）計画的な林相転換の実施

自然災害に対する計画的な林相転換を実施するとともに、自然林・里山であるブナ科の大木が存在する場所では、適切に間伐を行って保護する。モウソウチクが分布している場所では、適切に伐採を行い、カシ類・シイ類等をはじめとする広葉樹を植栽する。なお、植樹にあたっては、樹根が窯跡をき損しないように、窯本体からは外した場所に行うものとする。

（2）倒木の計画的な処理による自然環境の保全

倒木が表土を浮かせることにより浸食しやすくなったり、倒木が沢部に堆積している状況があり、豪雨時に流下して災害を引き起こす可能性があるため、間伐及び倒木の除去を優先的に行う。

（3）市民との協働（共働）による維持管理の仕組みづくり

定期的な監視を行うことが理想的であるが、敷地が広大であるため、行政だけでは不可能である。そこで管理の担い手として、地域の活動団体や市民有志によるボランティアとの協働（共働）を図り、良好な状態での環境保全をすすめる。



目指す緑地環境



文教大学の文教の森プロジェクト

9. 周辺施設との連携に関する計画

牛頸須恵器窯跡は、史跡地間の距離が離れており、なおかつ各史跡地は梅頭窯跡群 I 地区を除きいずれも山林にある。市内には水城跡等、数多くの文化財が分布していることから、それらの魅力ある歴史的資源や豊かな自然等との有機的かつ効率的な連携を図り、地域の宝として文化財活用を促進し、地域振興を図ることが求められる。

これらの取り組みにより、牛頸須恵器窯跡をはじめ地域に埋もれている歴史的資源への関心を深め、多くの人々への周知を図る。

(1) 地域の周辺文化財とのネットワーク

発掘調査された窯跡や山中に埋蔵されている窯跡をはじめ、上園遺跡のように工人の集落・工房であった遺跡や胴の元古墳のような工人の墓、粘土採掘坑等の「須恵器の生産サイクル」を巡るルートや、大野城跡や水城跡、小水城跡等の「防衛拠点」を巡るルート、不動城跡等の戦国時代に築城された「山城」を巡るルート等、周辺文化財を巡る多様な散策ルートを設定し、それらの一体的な情報発信を行うことで史跡地と文化財等をつなぐ。

それぞれの史跡・文化財の誘導サイン・解説板の整備を図り、また安全に散策できるようにルートごとの歩行者空間の整備を行う。さらに、消滅した史跡等については、そこにあったことが分かるように標柱や解説板を設置し、総合案内サインにも表記する。

(仮称) 大野城 心のふるさと館と連携して窯跡見学会や史跡めぐりツアー等の参加型イベントを企画し、市民が実際に窯跡を見る・ふれる機会をもつ。また、地域の歴史をより詳しく学ぶ機会として、郷土史家や地域住民に地域にまつわる行事や言葉の由来等を語ってもらう会を開催する。

(周辺文化財の例)

- | | | |
|-------------|-------|--------|
| ・大野城跡 | ・水城跡 | ・小水城跡 |
| ・胴の元古墳 | ・不動城 | ・城ノ山窯跡 |
| ・上園遺跡 | ・平野神社 | ・山の神の祠 |
| ・牛頸7ヶ寺7浦の伝承 | ・薬師の辻 | |

(2) 地域資源（レクリエーション施設等）との連携

牛頸ダムを周回するジョギングロードの利用者に、牛頸須恵器窯跡を周知するための総合案内サインを、大野城いこいの森中央公園や水辺公園等に設置する。また、いこいの森キャンプ場等のレクリエーション施設の利用者や、牛頸山・黒金山への登山者に対して、長者原窯跡 I 地区等の牛頸須恵器窯跡の情報を提供し、文化財以外の目的で訪れた人たちが史跡を知る機会をつくる。さらに、「(仮称) 大野城 心のふるさと館」及び「(仮称) 歴史とふれあいの里構想」、牛頸の最終処分場跡の有効活用も含めた地域資源との連携を図る。

(地域資源の例)

- | | | |
|-------------|----------------|----------|
| ・いこいの里 | ・牛頸ダム | ・牛頸ダム記念館 |
| ・牛頸ダム周辺の公園 | ・ホテルの里（牛頸ダム下流） | |
| ・いこいの森キャンプ場 | ・牛頸山 | ・黒金山 等 |

(3) 地域活動団体との連携による活用の取組み

長者原窯跡群 I 地区周辺において、牛頸山や大野城いこいの森周辺のハイキングコースを活用し、自然に触れ合える散策路の充実を図る。また、さくらの園と一体となった自然豊かな史跡公園としての整備を図る。

石坂窯跡群とトラストの森やさくらの園等の活動を踏まえて、適切に自然環境を大切にすることが史跡を守ることにつながることを前提に、連携しやすいところから活動を始め、その活動を通して良好な森林環境の保全に努める。

また、山の散歩道等、山の中の歩行者動線については、維持管理しやすいルート作りを行う。



大野城跡、水城跡



小水城跡



平野神社



洞の元古墳公園



牛頸不動城



薬師の杜



さくらの園



もみじの森

10. 整備事業に必要となる調査等に関する計画

牛頸須恵器窯跡では、梅頭窯跡群 I 地区・小田浦窯跡群 I 地区・石坂窯跡群 IV 地区は過去に発掘調査が実施され、遺跡の内容や位置が明らかになっている。これに対し、他の地区では窯跡の大まかな位置は明らかなのものの、具体的な位置についての把握はされていない。

史跡の調査にあたっては、史跡の周辺状況を勘案し、整備の内容に応じて適正かつ計画的に進める。調査では、まず窯跡の位置を明らかにする必要がある。この際には、遺構の詳細な位置情報を取得し、整備に必要な情報を得るために、地形測量を実施し、窯跡の位置の推測や地形的弱所の把握に努める。また、窯跡の位置を確認する際には、遺構をなるべく傷めないような方策をとるものとする。

また、窯跡の位置が明らかになった指定地については、トレンチ調査を行い、窯跡の基数や時期の確定を行い、残存状況をあわせ判断した後に、露出展示に耐えるものかを検討する。そして、検討の後、周辺社会状況や自然環境と調和のとれた史跡地となるような整備を行うものとする。



井手窯跡 I 地区 (1)



井手窯跡 I 地区 (2)



原浦窯跡群 I 地区 (1)



原浦窯跡群 I 地区 (2)



大谷窯跡群 I 地区



長者原窯跡群 I 地区

Ⅶ. 事業計画

1. 整備内容のイメージ

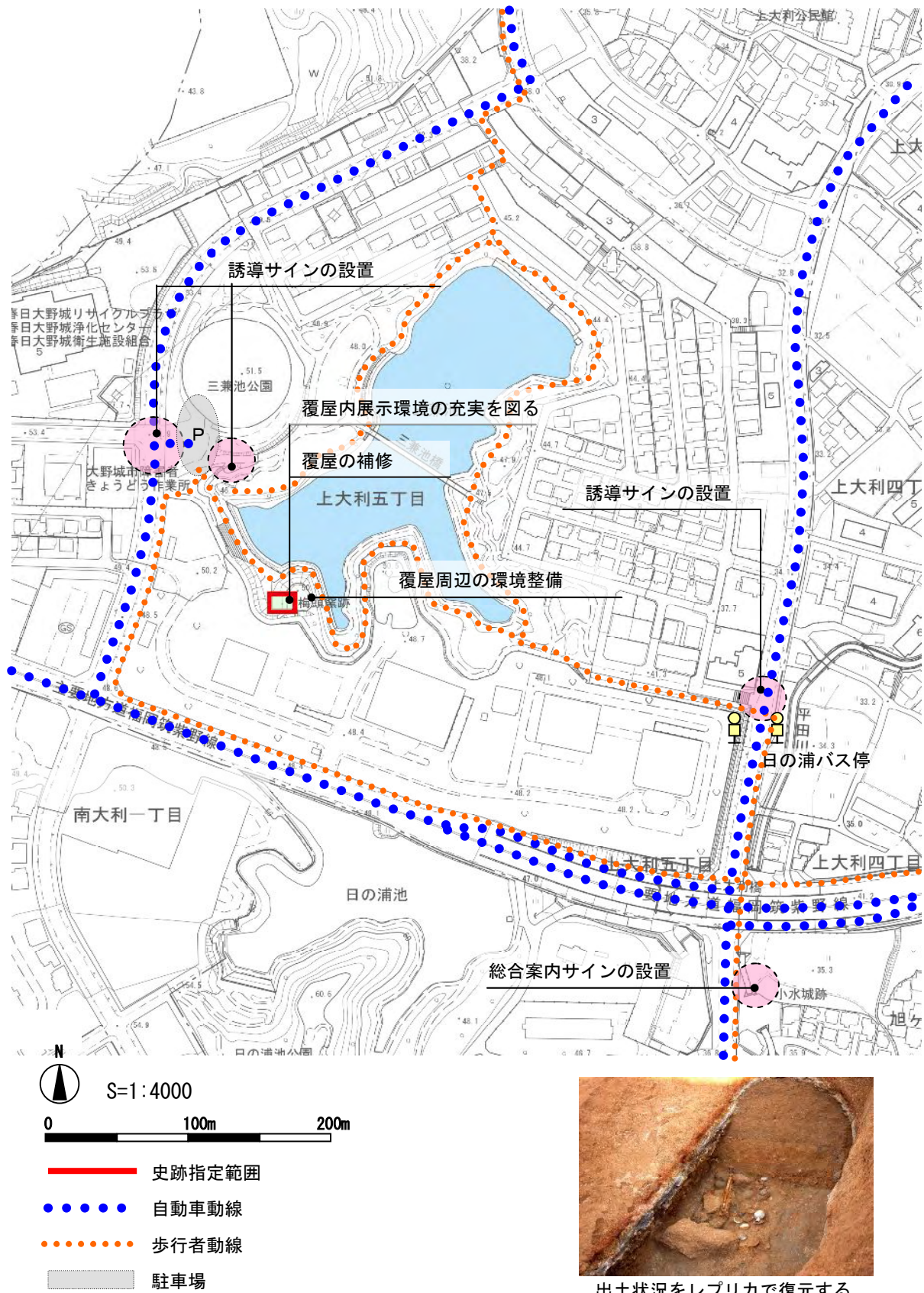
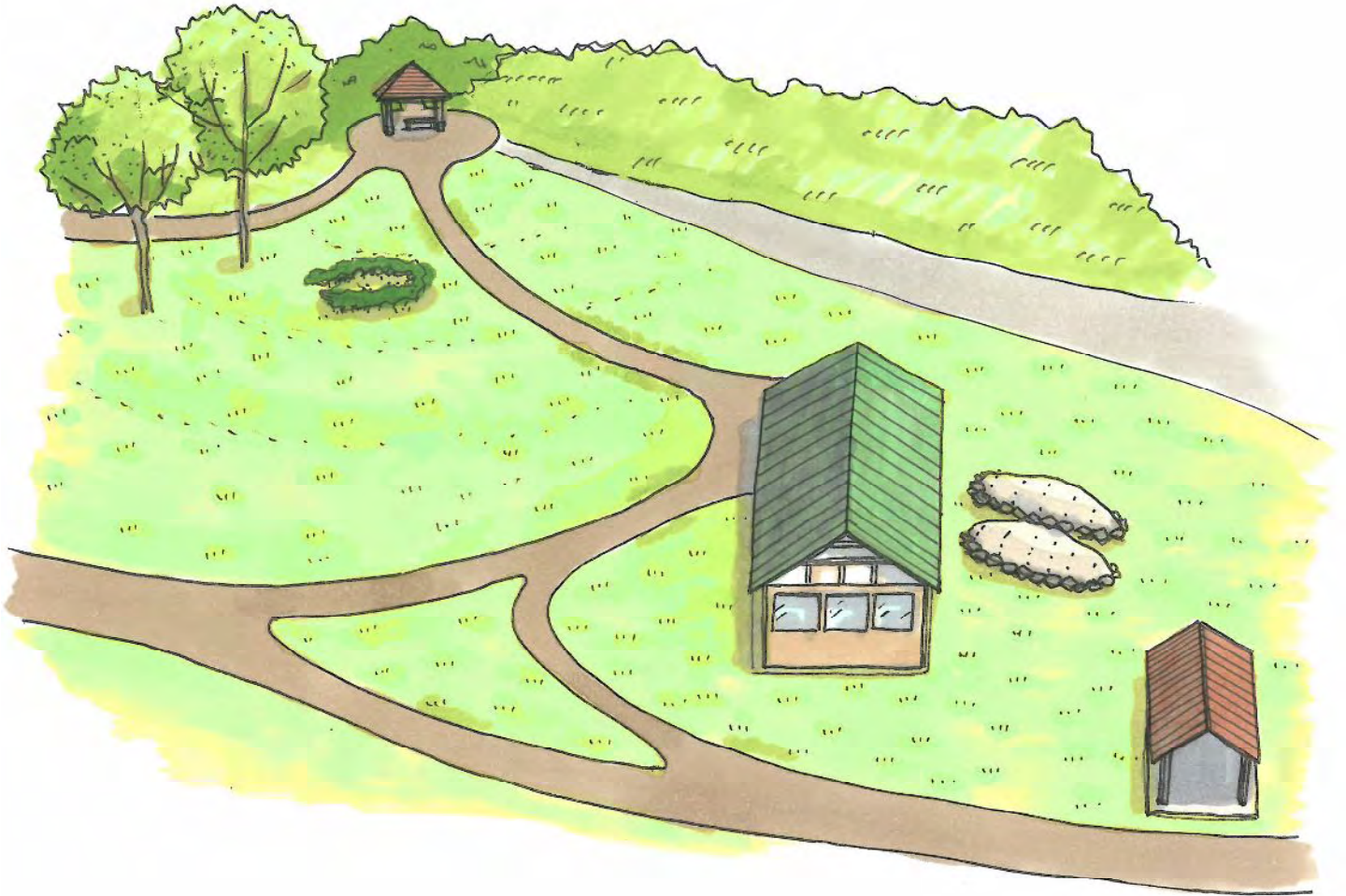


図 28 梅頭窯跡群 I 地区の整備イメージ

覆屋、遺構表示、総合案内サイン、あずまや



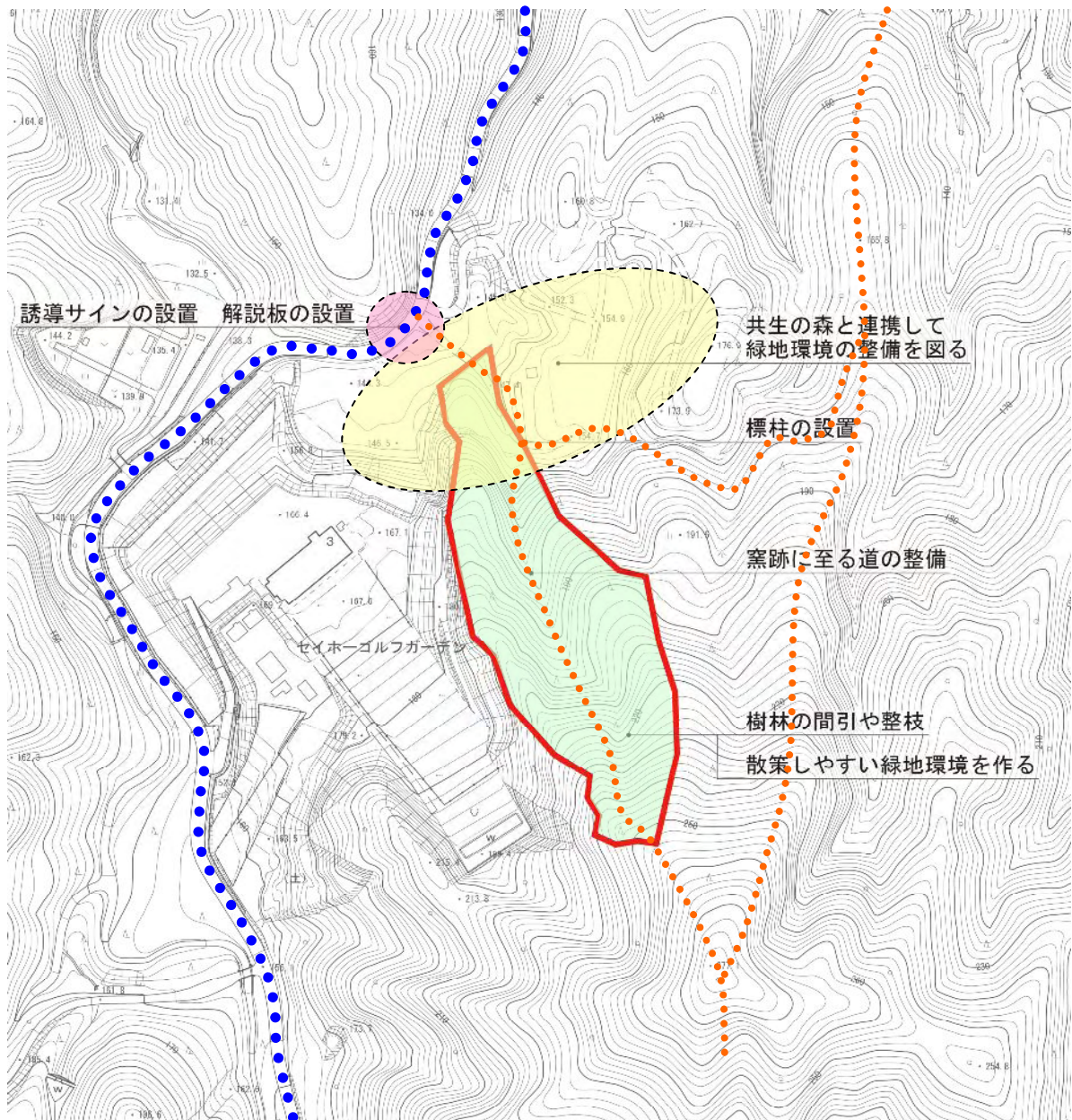
ガイダンス施設



図 29 小田浦窯跡 I 地区イメージスケッチ



図 30 小田浦窯跡群 I 地区の整備イメージ



- 史跡指定範囲
- 自動車動線
- 歩行者動線

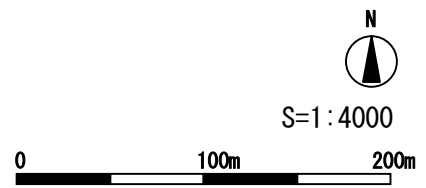


図 32 石坂窯跡群 I 地区の整備イメージ

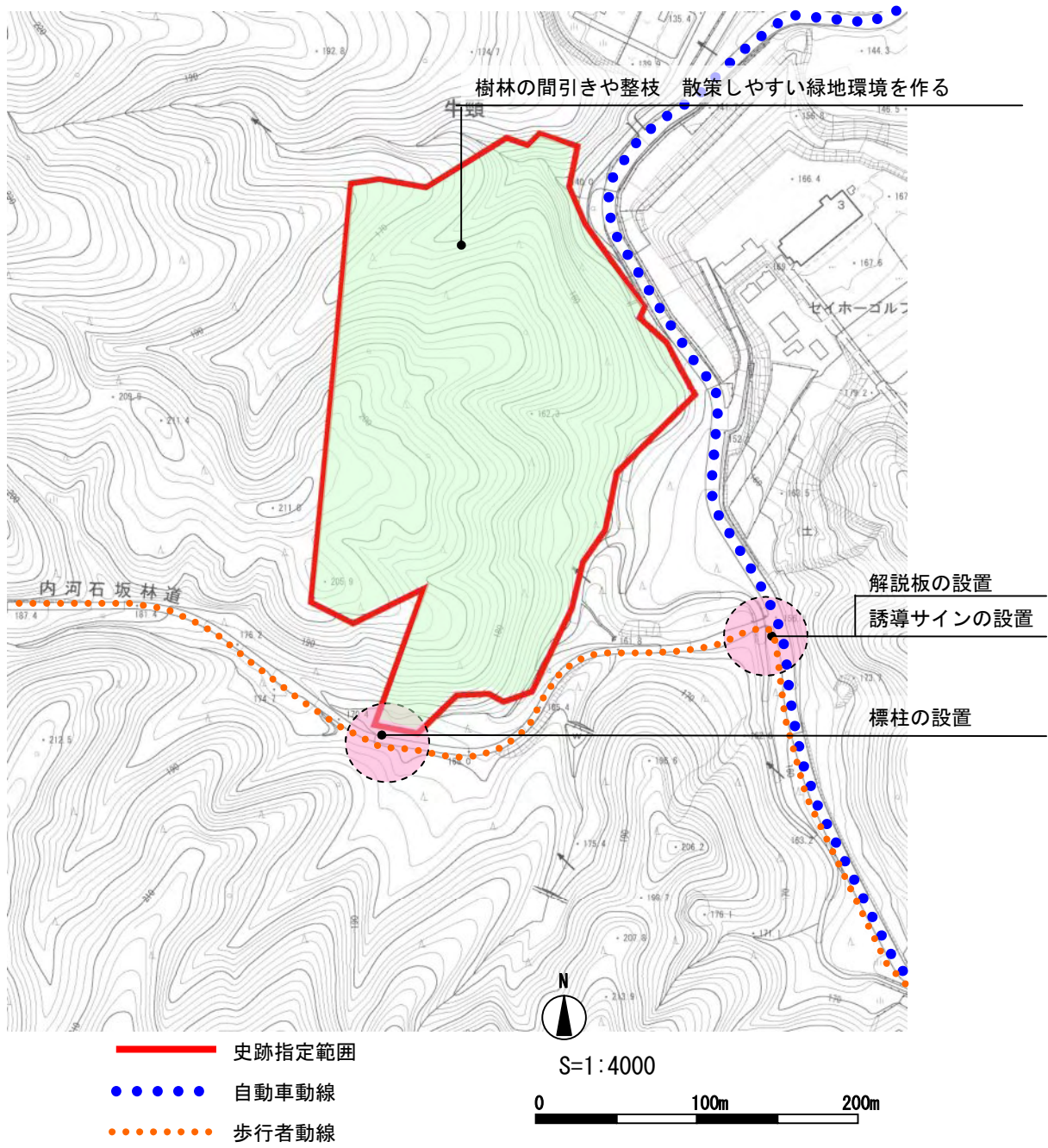


図 33 石坂窯跡群Ⅱ地区の整備イメージ

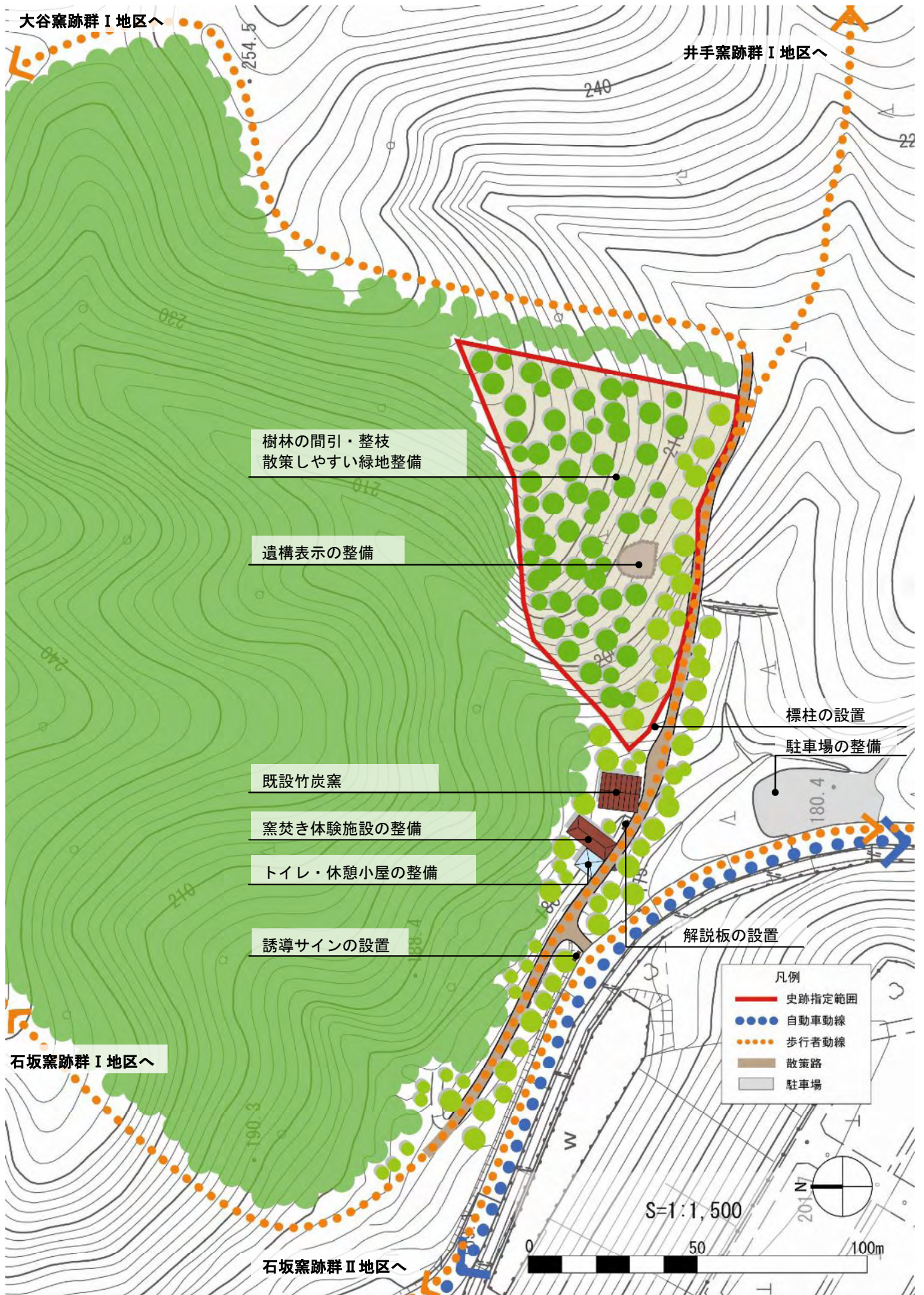


図 34 石坂窯跡群Ⅲ地区の整備イメージ

各地の窯焚き体験施設



兵庫県三木市三木実験窯
(窯跡研究会提供)



福岡県小郡市体験窯
(小郡市教育委員会提供)



福岡県春日市体験窯
(春日市教育委員会提供)

図 35 石坂窯跡群Ⅲ地区窯焚き体験施設整備イメージ

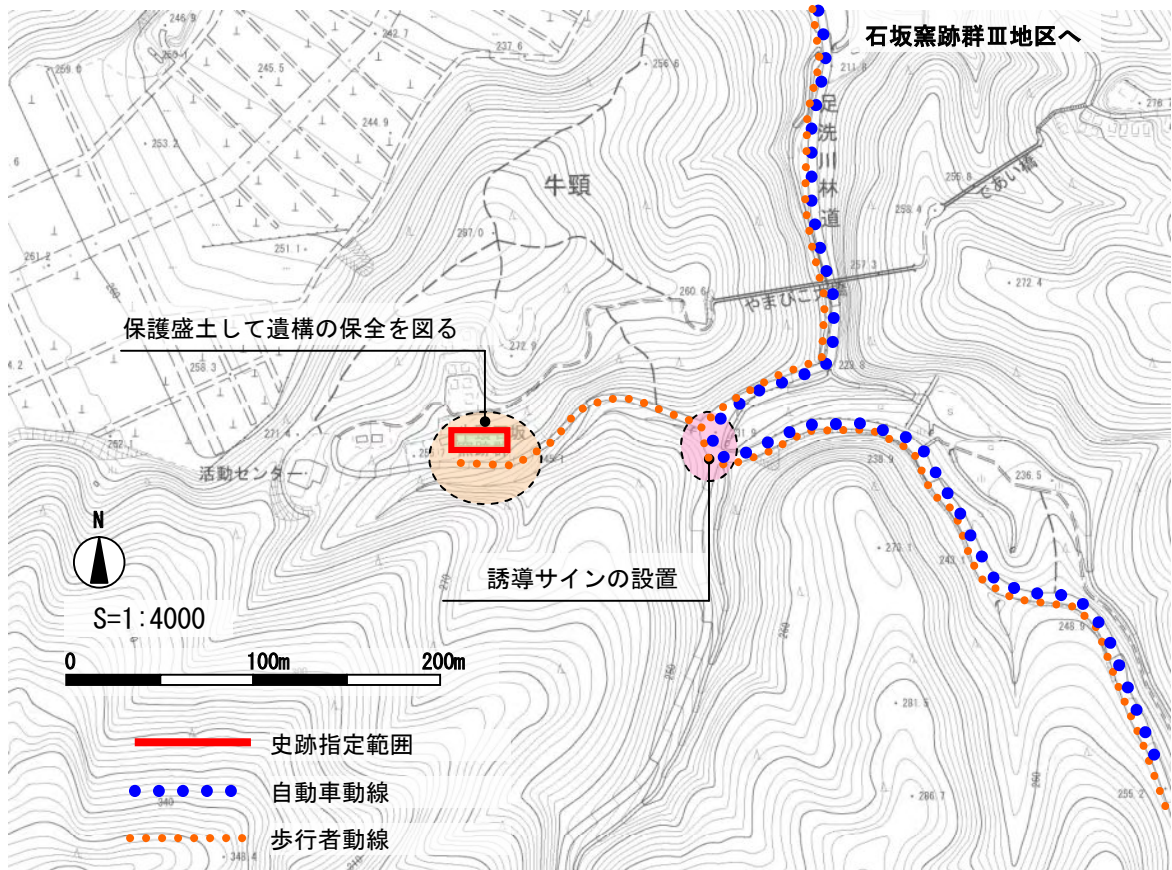


図 36 石坂窯跡群Ⅳ地区の整備イメージ

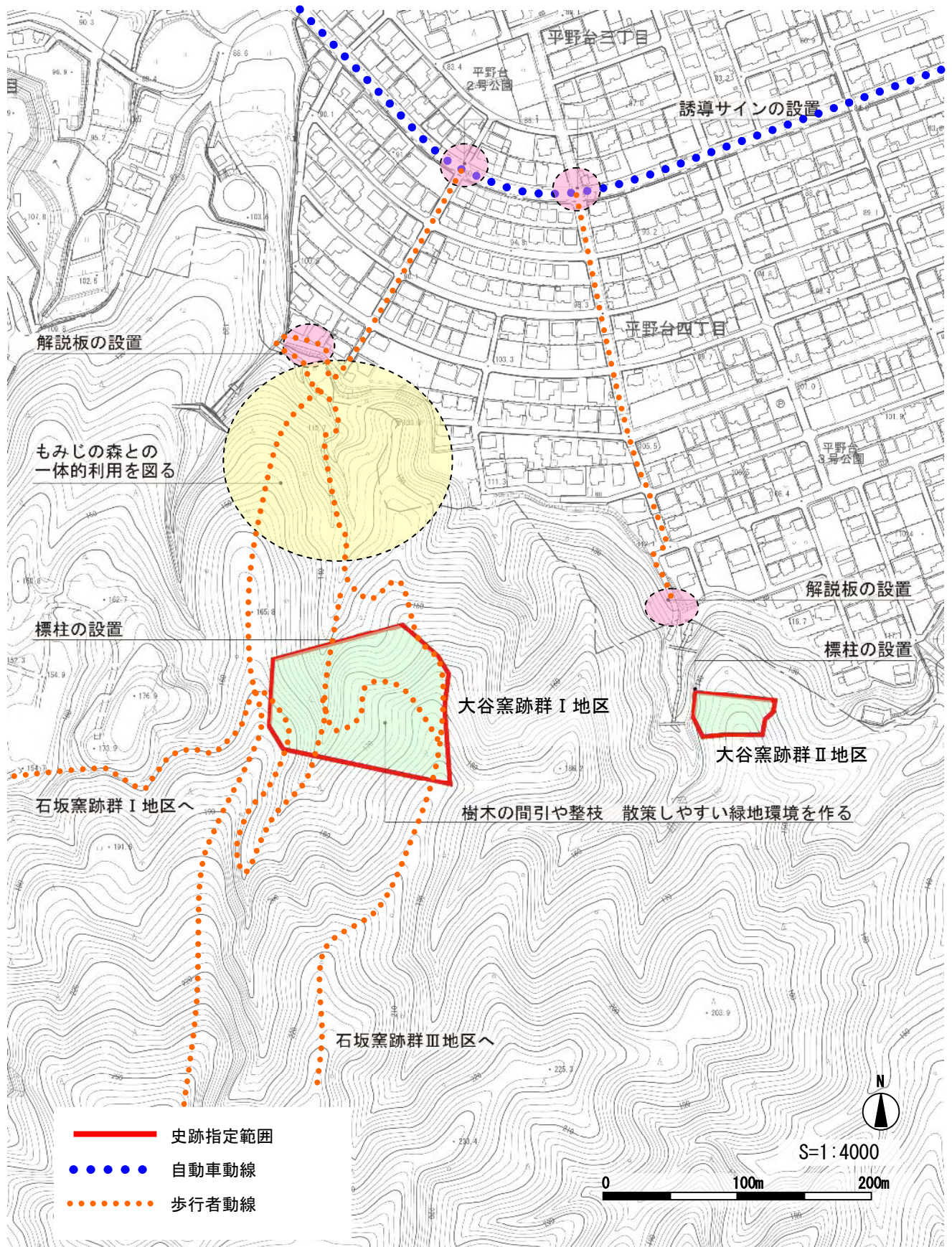
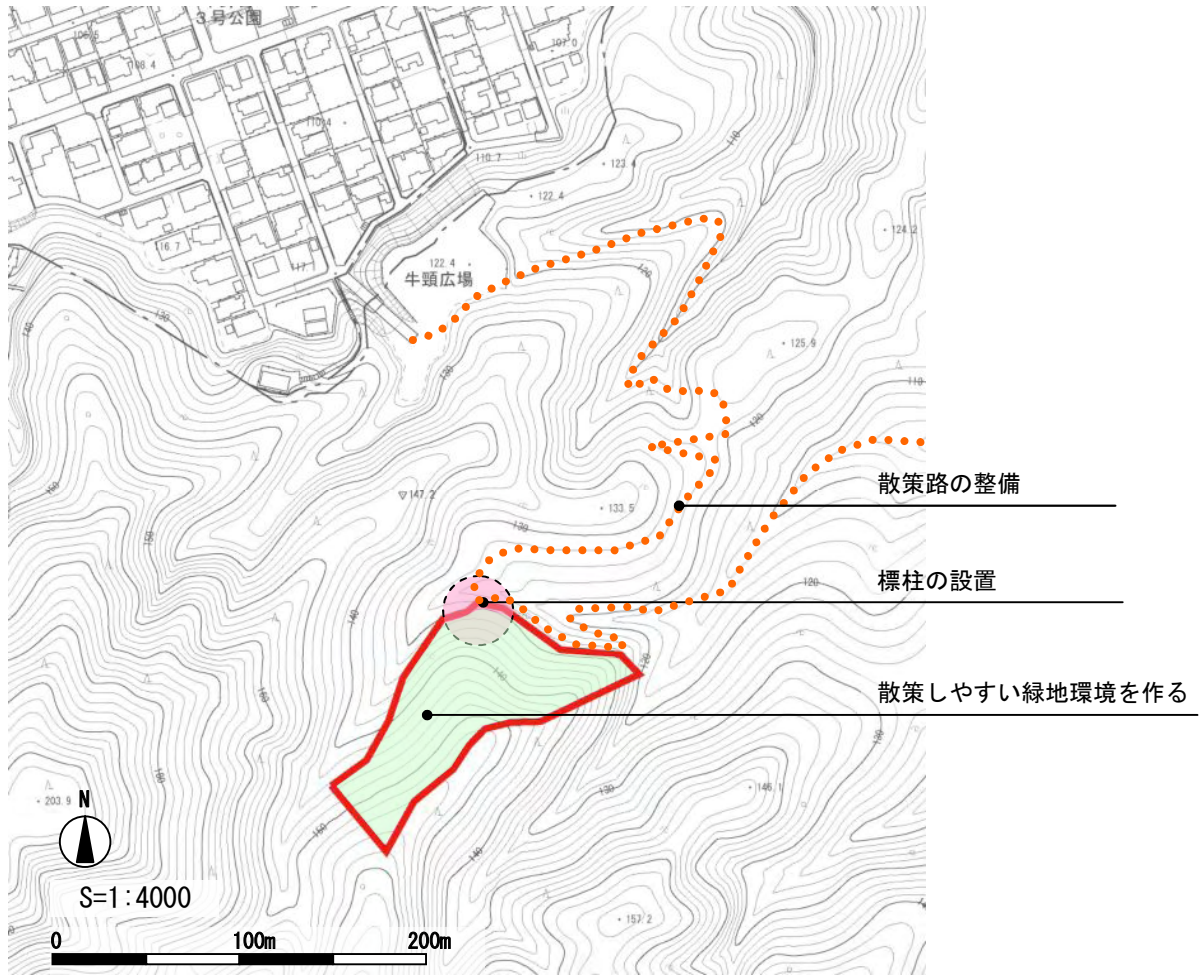


図 37 大谷窯跡群 I 地区と大谷窯跡群 II 地区の整備イメージ



- 史跡指定範囲
- ● ● ● ● 自動車動線
- ● ● ● ● 歩行者動線

図 38 原浦窯跡群 I 地区の整備イメージ

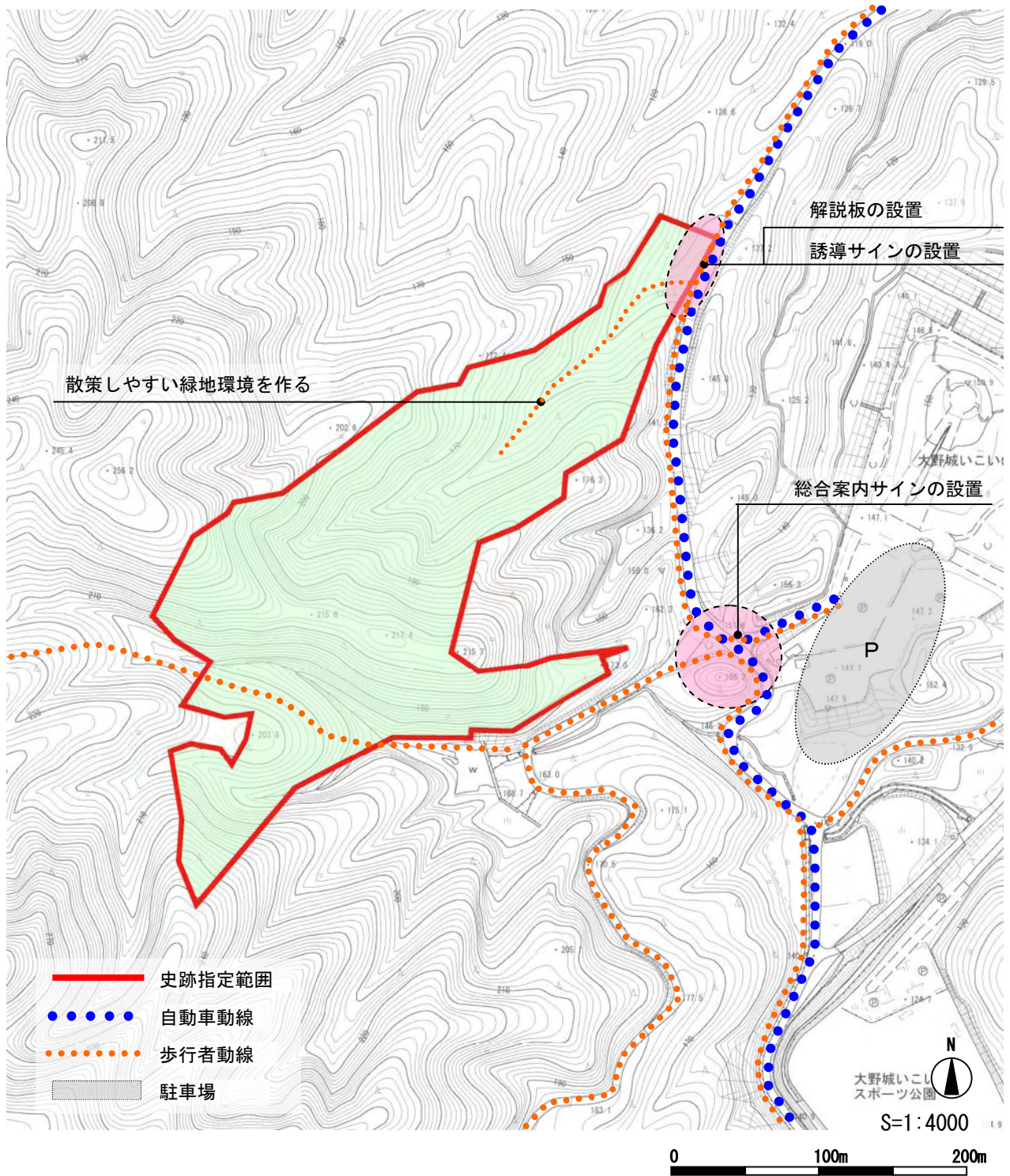


図 39 井手窯跡群 I 地区の整備イメージ

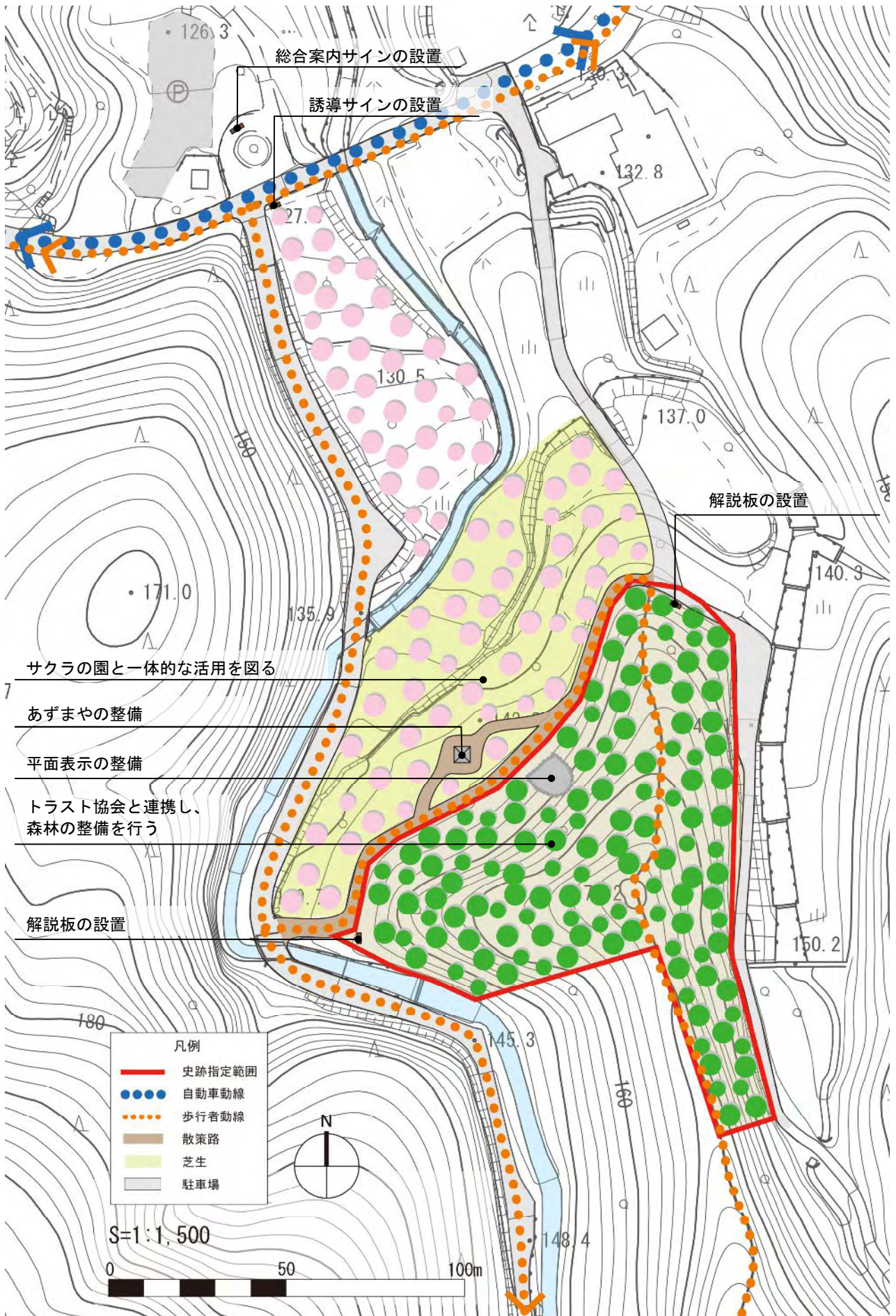


図 40 長者原窯跡群 I 地区の整備イメージ

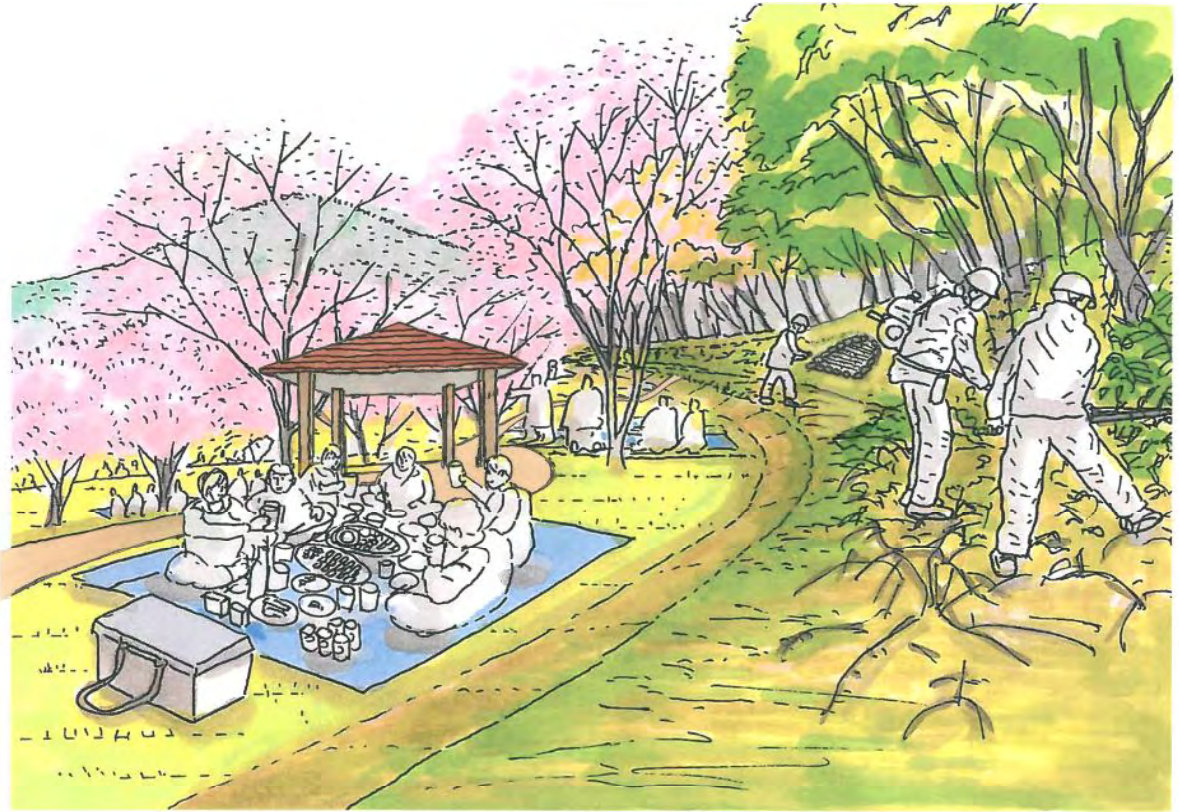


図 41 長者原窯跡 I 地区イメージスケッチ

2. 事業計画（短・中・長期計画）

史跡牛頸須恵器窯跡の整備においては、短期・中期・長期において整備を実施し、短期を7年、中期を7～12年、長期を12年以降の計画とする。

短期では、主に各ゾーンの拠点となる場所の整備を行う。主な内容としては、公有化ならびに樹木調査と整理、ゾーン内の実施設計や史跡地内の測量や整備等を行い、各史跡地の整備が進むのに合わせて公開事業や管理・運営事業を進める。

中期では、各ゾーンの拠点が整備された段階で、整備状況についての評価を行う。整備状況の評価に応じて、未整備の指定地について改めて実施設計の内容を見直し、確認調査等を実施した上で、整備を実施する。また、各史跡地を結ぶルートでの設計・整備を開始し、ゾーン内・ゾーン間をつなげながら、史跡の広がりを実感できるようにする。

長期では、ルートの整備を行いながら、史跡の維持管理を中心に整備を行う。追加指定されたものに関しては、個別に整備計画を策定し、整備を進めるものとする。

なお事業にあたっては各計画において関連する他の部局や機関と十分に連絡調整を行い進めていくものとする。

表 11 ゾーン別拠点整備計画

		短期						
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
広域的史跡探訪ゾーン	基本設計	看板整備	レプリカ作成	覆屋補修				
史跡学習ゾーン	基本設計	実施設計・測量						
		樹木調査						
	樹木整理							
				崖面保護・粗造成				
				確認調査				
					覆屋建設			
						ガイダンス整備		
								植栽
								園路整備
								あずまや整備
史跡散策ゾーン	基本設計				実施設計・測量			
			樹木調査					
					樹木整理			
					確認調査			
								窯建設
						管理棟等設置		
								遺構表示
								解説板設置
史跡レクリエーションゾーン	基本設計				実施設計・測量			
					樹木調査			
						樹木整理		
						確認調査		
								遺構表示 解説板設置
全体		広域誘導サイン設置						
		拠点への誘導サイン設置						

3. 概算事業費

短期の事業概算費（経費込み）は、7年間で約4.6億円を想定している。なお、整備後の維持管理費には、施設・樹木・活動などに関するものが想定される。

表 12 概算事業費

項目名	短期(7ヵ年)				中期(3ヶ年)
	広域的歴史探訪ゾーン	歴史学習ゾーン	史跡散策ゾーン	史跡レクリエーションゾーン	
広域誘導サイン	○	○		○	○
総合案内サイン	○	○		○	○
解説サイン	○	○	○	○	○
誘導サイン	○	○	○	○	○
標柱		○	○	○	
覆屋		○			
ガイダンス施設		○			
遺構表示		○	○	○	
あずまや		○		○	
休憩小屋			○		
窯焼き体験施設			○		
法面保護		○			
園路		○		○	
公園等施設		○	○		
樹木調査、整理		○	○	○	○
確認調査		○	○	○	○
出土鉄刀レプリカ製作	○				

VIII. 公開・管理計画

1. 公開・活用に関する計画

牛頸須恵器窯跡は、12ヶ所の指定地の大半が山林にある。整備事業にあたっては、短期から長期的に渡るものが考えられ、公開・活用についても整備スケジュールと併せながら計画する必要がある。

(1) 公開について

整備事業においては、倒木処理や確認調査の実施など、整備中の事業についても公開を行い、史跡地の現状について知ってもらうのと同時に、目指すべき姿を知ってもらう必要がある。このように史跡の現状を知らせながら、良好な自然空間としての姿を取り戻すための緑地管理を行うが、整備に関する事業においても市民や地域の自然保護団体とともに協働して進めていくものとする。

整備された史跡地については、史跡を理解するための説明会を実施する。史跡地内外をつなげた散策ルートの設定・整備を行い、ウォーキングを行いながら史跡と自然を楽しむことができるようにする。さらに、(仮称)大野城 心のふるさと館と連携し、市内全体の文化財への理解を深めることができるようにする。

(2) 活用について

拠点としてガイダンス施設を整備した場所については、学習活動への活用として小中学校のクラス単位での受け入れが出来るようにする。また、こうした拠点施設では、日常的に体験活動を実施する。その際は、勾玉づくりなどの文化財に関わる体験だけでなく、植物観察や丸太切りなど山を活かした体験など、自然学習の場としての活用も行うものとし、トラスト協会などとの連携を検討する。

学校教育については、ふるさとの誇れる史跡であることから市内の小中学校に対し、ふるさと学習の一環として取り上げられるように、受け入れを勧めるものとする。

また、牛頸須恵器窯跡は焼き物を生産した史跡であることから、こうした特性を活かし、観光担当部局と連携し、市内外の窯元を集めた焼き物市などを開催したり、土器を作って野焼きや窯焚きなどを行って焼き物作りを体験できるようにする。

2. 管理・運営に関する計画

史跡地は、梅頭窯跡群 I 地区が三兼池公園内にある他は、大半が山林にある。史跡のある山林は、元々は里山として利用されていた地域であり、人の手が入る場所であったが、現在では訪れる人が少なくなっており、その多くが手入れの行き届かない荒れた山林となっている。

管理運営にあたっては、こうした状況を踏まえ、史跡と自然を一体的に守りながら、里山として地域に愛されるような場所となるように努めるものとする。また、こうした管理運営にあたっては、ボランティアなど地元の協力が欠かせないことから、それらとの協力・連携を図る。

(1) 管理について

整備中・整備後の史跡の管理については、日常的に行う管理と定期的に行う管理、また豪雨災害等によって起きる崩落に対する管理がある。日常的に行う管理については、史跡地内および公園内のゴミなどの不法投棄物対策と清掃などがある。定期管理については、樹木の間伐や草刈り、階段や散策路の修理、案内・解説板やサインの手入れなどがある。史跡地内外には須恵器の破片が地表面に散布しているが、これらを持ち帰らないように呼びかける注意サインを設置する。

ガイダンス施設や覆屋については、展示物や施設の管理がある。これらの管理・補修などを行い、良好な史跡環境を維持していくものとする。

こうした維持管理については、市民と行政が協力しながら進めていく必要がある。市民の手によって可能な部分については、ボランティアや地域活動団体に管理を委託することを検討する。

また、災害等により大きく被災した場合は、復旧について行政が行うものとする。その際は、文化財だけでなく治山・治水に関する関係部局が連携して対策を講じるものとする。

(2) 運営について

整備中・整備後の運営については、史跡などを使った事業の運営、ガイダンス施設の運営がある。史跡などを使った事業については、史跡だけではなく、史跡を取り巻く動植物を初めとする自然について、説明や体験活動などの事業を行う。こうした事業については、市と地域活動団体が連携し、史跡と自然の説明や案内を行うボランティアを育成し、事業運営を行っていくことを検討する。ガイダンス施設の運営については、史跡や自然に関する事業運営によって施設使用が行われ、維持管理とともに展示や解説などが必要である。

こうした運営にあたっては、史跡や自然といった専門的な分野毎に精通したボランティアを育成する必要がある。

また、(仮称)心のふるさと館と連携し、史跡牛頸須恵器窯跡に関するボランティアとして、「市民サポーター」を育成する。

こうした事業やガイダンス施設については、牛頸の自然を守り、市民とともに育てていく事業活動を行う拠点施設を兼ねることができるところにあり、その運営については行政だけではなく、市民やNPO法人などと協力し、民間の活力を活かすことができるような方策を検討し、地域に密着した運営を行うものとする。

Ⅸ. 今後の課題

史跡牛頸須恵器窯跡について、これまで課題と考えられているものに対して解決を図りながら整備計画を策定した。しかしながら、なお課題として残る下記のものについて取り上げ、市民共有の地域資源として大野城市の宝を次世代に伝えるために、解決が図られるように留意したい。

1. 調査

指定地外には須恵器窯跡が多く点在し、確認調査が未実施である場所も多くある。こうした場所についても、確認調査を実施しながら窯跡の分布と時期について明らかにして、今後追加指定や保護すべき範囲について確定する必要がある。

また、牛頸須恵器窯跡は九州最大の須恵器窯跡群であり、極めて重要な歴史的価値を有することから今後も指定地内外の調査研究を継続し、窯跡群の実態についてさらに明らかにすることが重要である。

2. 須恵器生産に関する遺跡

史跡牛頸須恵器窯跡で現在指定されているのは窯跡のみであるが、本来の須恵器生産を考えると、集落・工房・墳墓・粘土採掘坑なども重要な要素である。今後、窯跡以外の須恵器生産に関する遺跡についても確認・発掘調査を実施し、内容を確認することで史跡の全容を明らかにしていくものとする。そして須恵器生産に関する遺跡において重要なものについては、追加指定の措置を講じるなど、史跡の保存に努める必要がある。

3. 他機関や関係部局との連携

計画の実施にあたっては、他機関や関係部局との十分な連絡調整を行うものとする。さらに、(仮称)大野城心のふるさと館や(仮称)大野城トレイル・観光関係機関などとの連携・活用が必要と考えられる。

また、牛頸須恵器窯跡は、大野城市だけでなく春日市や太宰府市に広がっており、発掘調査も福岡県や大学組織といった多くの機関が実施している。中には、関連する遺跡についての整備が行われている場所もあり、市外の史跡・遺跡との広域的な連携・活用を図る必要がある。

4. 維持管理の仕組みづくり

地域の貴重な遺産である史跡の保護は、地域の理解が重要である。また史跡地の維持管理についても、地域の協力が必要である。こうした理解や協力が得られ、継続的に維持管理が図られるような仕組みづくりが必要である。

5. 学校教育・生涯学習への活用

大野城市の南半部にある牛頸須恵器窯跡は、地域の大切な文化遺産である。こうした地域の文化遺産を、ふるさと学習の一環として学校教育に取り上げ、小中学生に対し認識を深めてもらうことが必要である。また、考古学講座など生涯学習での継続的な活用も必要である。

參考資料

参考資料 1

大野城市史跡対策委員会規則

昭和47年9月27日規則第59号 改正平成16年2月26日規則第6号

第1条 この会は、大野城市史跡対策委員会（以下「委員会」という。）といい、事務局を大野城市教育委員会内におく。

第2条 委員会は、大野城市の史跡の整備及びこれに関する土地の買収等について適正な計画の樹立とその実施促進を図ることを目的とする。

第3条 委員は10名以内とし、次の各号に掲げるものの中から市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学識経験者
- (3) 郷土史研究者
- (4) 史跡地地元代表

第4条 委員会には次の役員を置く。

会長1名 副会長1名

- 2 役員は委員の互選による。
- 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、欠員が生じた時は、その補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任することができる。
- 5 会長は会務を掌理し、委員会を代表する。
- 6 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第5条 委員会は会長が招集する。

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は別に定める。

参考資料 2

事務局

平成24・25年度の事務局の体制は以下のとおりである。

教育長	吉富 修
教育部長	藤島正明（～25年3月） 見城俊昭（25年4月～）
ふるさと文化財課長	鐘ヶ江義則
係長	平田哲也 徳本洋一
主査	石木秀啓
主任技師	林 潤也 早瀬 賢 上田龍児
主任主事	岡本晃一
技師	齋藤友紀

参考資料 3

【関係法令】A 市街化区域

[根拠法] 都市計画法

[趣 旨] 都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

[法に基づく措置 (制限等)]

市街化区域において開発行為が必要な場合、建築物の用途は、用途地域によって規制される。市街化区域では原則として1,000平方メートル未満の開発行為は、都市計画法による許可が不要である。

B 市街化調整区域

[根拠法] 都市計画法

[趣 旨] 都市計画の内容及びその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

[法に基づく措置 (制限等)]

「市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。」としており、開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則として行われない。ただし、一定規模までの農林水産業施設や、公的な施設、および土地区画整理事業などによる整備等は可能な場合もある。

C 保安林

[根拠法] 森林法

[趣 旨] 公益目的を達成するために、伐採や開発に制限を加える森林であり、農林水産大臣または都道府県知事が森林法第 25 条に基づき保安林として指定する。この場合、森林とは木竹の生育に供される土地を指し、現時点で生育しているか否かは問われない。

目的に合わせて以下の 17 種の保安林がある。

水源かん養保安林、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、飛砂防備保安林、風害防備保安林、水害防備保安林、潮害防備保安林、干害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林、防火保安林、魚つき保安林、航行目標保安林、保健保安林、風致保安林

[法に基づく措置 (制限等)]

立木の伐採に関しては都道府県知事への届出（一部については許

可)が必要となるほか、家畜の放牧、下草・落葉・土石・樹根の採取、土地の形質の変更（掘削、盛土等）については都道府県知事の許可が必要である。立木の伐採の強度や伐採後の植栽の方法等に関しては保安林に指定される際、森林毎に要件が定められる。

D 地域森林計画対象民有林

[根拠法] 森林法

[趣 旨] 地域森林計画とは、都道府県知事が全国森林計画に即して、森林計画区別にその森林計画区にかかる民有林につき5年ごとに、10年を1期としてたてる計画をいい、当該計画の対象となる民有林を地域森林計画対象民有林という。

[法に基づく措置（制限等）]

地域森林計画の対象となっている民有林（保安林並びに保安施設地区の区域内及び海岸保全区域内の森林を除く。）において、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、次に掲げる規模を超える開発行為をしようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- ・専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為にかかる土地の面積1haを超えるものにあつては道路の幅員3m
- ・その他の行為にあつては土地の面積1ha

【適用除外】

- ・国又は地方公共団体が行う場合
- ・火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行う場合など

E 第1種自然環境保護区域

[根拠法] 大野城市自然環境保護条例

[趣 旨] 大野城市自然環境保護条例は、市民の貴重な水源である水源涵養地区をはじめ、大野城市の良好な自然環境の確保を総合的に推進するため必要な事項を定め、もって健康で安全かつ快適な生活の実現に寄与することを目的とする。

第1種自然環境保護区域とは、本条例に基づき、水源涵養地区及び良好な自然環境を確保するため、特に保護する必要があると指定された、牛頸ダム周辺の集水区域約427haの山林である。

[条例に基づく措置（制限等）]

以下の開発事業を行うものは、法令又は他の条例で規定する届出等の手続きを行う前に市長と協議し、同意を得なければならない。

- ・土石の採取、土地の造成その他既存の土地の形状を変更すること。

- ・資材又は廃材の集積等を行うこと。
- ・木竹を伐採すること。

F 特定猟具(銃器)使用禁止区域 (牛頸ダム)

[根拠法] 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

[趣 旨] 県において、銃器等の特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止する必要があると認めて指定された区域。

[条例に基づく措置 (制限等)]

狩猟に関する危険防止として、銃を用いた猟にあたっての時間の制限（日出前及び日没後の禁止）及び場所の制限（人の多く集まる場所等での禁止）を定めている。

狩猟を行う場合には都道府県知事の登録を受け、狩猟免許を取得している必要があり、都道府県知事は、鳥獣の生息状況を考慮して狩猟者の登録を制限することができる。また、登録を受けたものは狩猟者登録証を与えられ、狩猟の結果の報告する義務が生じる。

G 土砂災害警戒区域、特別警戒区域 (土石流、急傾斜地の崩壊)

[根拠法] 土砂災害防止法

[趣 旨] 土砂災害から国民の生命および身体を保護するために、土砂災害の発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備などを進めることを目的とする。

[指定される区域] 土砂災害の発生するおそれがある区域が警戒区域に、また、警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ居住者に著しい危害が生じるおそれがある区域が特別警戒区域に指定される。

[法に基づく措置 (制限等)]

警戒区域、または特別警戒区域に指定された区域では、宅地建物取引業者は、宅地・建物の売買などにあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務付けられる。さらに特別警戒区域に指定された区域では、次のような制限がかかる。

○特定の開発行為に対する許可制

住宅分譲などのための開発行為は許可制となる。

○建築物の構造規制

住宅の建築などをする際には、土砂災害を防止・軽減する構造にする必要がある。

○建築物の移転勧告

著しい損壊の生じるおそれがある建築物に対しては、移転勧告がなされる。

参考資料 4 用語解説

<p>あながま 窖窯</p>	<p>「窖窯」は、窯の焚口から煙道部^{えんどう}まで仕切り壁などの施設がないトンネル状の構造のものをいう。須恵器窯の一般的な構造名称である。これに対し、「登窯^{のぼり}」は仕切り壁によって作られた部屋を階段状に複数配置する連房式^{れんぼうしき}登り窯を指す。近世以降の陶磁器の窯に用いられる名称であり、学術上区別して用いられる。</p>
<p>えんぎしき 延喜式</p>	<p>律令を補足・修正した法令である格^{きやく}と、施行細則である式^{しき}とに分類され、編集したものを格式^{きやくしき}という。弘仁・貞観・延喜の格式が知られ、このうち延喜式は最も整って今日に伝わっている。</p>
<p>官道</p>	<p>奈良時代には、都を中心に諸国を結ぶ交通路が整備された。九州の交通路は西海道と呼ばれ、大宰府を中心に陸路・海路が整備され、畿内へ向う途上の区間^{だいろ}を大路、それ以外を小路^{しょうろ}とされた。水城からは、西門から鴻臚館へ向う官道（西門ルート）と東門から博多へ向う官道（東門ルート）があり、直線的にのびている。</p>
<p>ぞうがん 象嵌</p>	<p>金属などの素地の上に、別の素材のものを嵌め込む工芸技法である。タガネで鉄などの素材の上に溝を掘り込み、そのくぼみに別の素材のものを叩いて埋め込み、磨いて仕上げる。</p>
<p>こうろかん 鴻臚館</p>	<p>奈良・平安時代に、外国使節を迎えるために作られた施設である。当初は筑紫館^{つくしのむろつみ}、後に鴻臚館と呼ばれるようになった。平安京と筑前国に置かれた。筑前国の鴻臚館は、中山平次郎博士により福岡城内にあったとされ、平和台球場の改修工事の際に遺構が発見された。</p>
<p>古代</p>	<p>時代区分の名称として使われ、原始の後、中世の前に位置づけられる。日本では、一般に弥生時代から平安時代までを指すが、本書では奈良・平安時代のこととして記述している。</p>
<p>古墳時代</p>	<p>3世紀後半から7世紀にかけて、土を盛り上げるなどして多くの古墳が造られた時代である。平面形によって前方後円墳・前方後方墳・方墳・円墳・上円下方墳・八角形墳と呼ばれ、盛行する年代や規模は様々である。</p>
<p>西海道</p>	<p>奈良時代、行政区分として畿内（大和・山城・摂津・和泉・河内）および七道（東海道・東山道・北陸道・山陰道・南海道・西海道）に分けられた。西海道はその一つで、現在の九州地方にあたる。</p>

<p>さなげやま 猿投山西南麓窯跡群</p>	<p>愛知県名古屋市東部およびその近郊に位置し、東山・岩崎・鳴海・折戸・黒笹・井ヶ谷の6地区に分かれる。須恵器窯や灰釉陶器（植物の灰などをかけた焼物）窯をあわせ500基以上の窯跡が確認されており、消滅したものを含めると1000基以上あったと考えられている。窯は5世紀中～後半ごろから操業が行われており、8世紀中ごろには原始灰釉陶器（窯内で自然釉を意図的に降灰させた焼物）生産が始まる。9世紀前半以降は灰釉陶器に加え、緑釉陶器（鉛と銅を加えた釉をかけ、緑色に発色した焼物）も焼かれ、11世紀ごろまで生産が行われる。</p>
<p>須恵器・須恵器の器種</p>	<p>須恵器とは、1000℃以上で焼かれた灰色・硬質の土器である。5世紀以降、朝鮮半島から技術が伝来し、ロクロを用いて土器を作り、窖窯で焼成した。『延喜式』では、須恵器に対し「陶器」の文字が当てられており、『倭名類聚抄』には「須恵毛能」と書かれ、スエモノと呼ばれていたことが分かる。なお、現在使われている須恵器の用語は、陶器との混用を避けるために作られた学術用語で、戦前までは、祝部土器や陶質土器の呼称が用いられたこともある。須恵器の器種は、用途別に分けると、食器としては蓋杯・杯・高杯・椀・皿・盤など、貯蔵具としては壺・甕・瓶など、調理具としては甑・鉢・播鉢など、文房具としては硯・水滴など、祭祀・仏具としては馬・瓦塔・仏鉢などがあり、さらに細かな器形的特徴によって細分される。日常生活の様々な場所で使用されているが、炊事具以外の用途で主に使用されている。</p>
<p>すえむら 陶邑窯跡群</p>	<p>大阪府南部の堺市泉北ニュータウンを中心に、西は和泉市・岸和田市、東は大阪狭山市の東西11km、南北9kmにおよぶ泉北丘陵一帯に広がる須恵器窯跡群である。5世紀初めごろから生産が始まり、10世紀頃まで連続と操業が続けられた。窯跡は陶器山・高蔵寺・梅・富蔵・大野池・光明池・谷山池の7地区に展開し、確認されたものだけで800基近くの窯跡がある。また、「陶邑」の名は『日本書紀』崇神天皇7年条の「茅渟県陶邑」に由来しており、5世紀代には製品や技術が全国的に広がるなど、日本最大の須恵器窯跡群である。</p>
<p>そち こんのそち 帥・権帥</p>	<p>帥は大宰府の長官である大宰帥のことである。西海道の行政・軍事を統括し、外国使節への対応や帰化なども掌握した。親王や公卿など高位のものが任命されたが、9世紀半ば以降は親王の名誉職となり、次第に現地に赴任しないようになった。 権帥は大宰帥に対し、仮に任じられた官である。菅原道真のように左遷目的で任命される場合と、名誉職となった親王帥にかわって最高責任者となる場合があった。</p>
<p>たいど 胎土分析</p>	<p>考古学的研究では、胎土の表面観察が行われるが、自然科学の方法では胎土部分の分析が行われる。蛍光X線分析など元素を分析する方法や、鉍物の分析も行われている。こうした胎土分析を行い、窯跡群ごとに分析データを集成し、相互に比較することで窯跡群単位の特徴が明らかになり、土器の産地を知ることができる。</p>

<p>たこうしきえんどうよう 多孔式煙道窯</p>	<p>須恵器窯は通常煙り出しの穴は一つであるが、牛頸須恵器窯跡で確認される多孔式煙道窯は2～6個と複数の煙り出しをもつ。焚口から煙道部までは幅があまり変わらない短冊形の平面形をしており、煙り出しの背後には溝が取り付く。牛頸特有の窯構造であり、国内では陶邑窯跡群に1例見られるのみである。複数の煙り出しを持つ窯は、6～7世紀代の韓国の瓦窯に見られ、牛頸窯のものも朝鮮半島との関りを指摘する意見もある。</p>
<p>地下式・半地下式・地上式</p>	<p>須恵器窯である窖窯は、窯が掘られる位置によって構築法が異なっている。地下式は、窯を地下深くトンネル状に掘りぬくもの。半地下式は、溝状に掘り下げた上に天井部分を骨組みや粘土をもって構築するもの。地上式は、窯の下部の掘り込みが浅く、側壁や天井を骨組みや盛土・粘土で構築するものである。</p>
<p>ちょう調</p>	<p>律令制での租税の一つである。大宝律令(701年施行)では、正調として絹・<small>あしぎぬ</small> 絁・糸・綿・布などが規定され、<small>ちょうのぞうもつ</small> 調 雑物と呼ばれる代納物には鉄・鉄・鉄・塩・海産物などがある。さらに、<small>ちょうのそわりつもの</small> 調 副物として染料・油脂・漆・紙・雑器・塩などが規定される。諸国の調は都に運ばれることになっていたが、西海道では大宰府に運ばれた。</p>
<p>とうかん 陶棺</p>	<p>須恵質・土師質に焼き上げられた素焼きの棺である。古墳時代後期～終末期にかけて多く作られ、近畿地方と岡山県周辺に多く分布する。棺と棺蓋がセットになり、底部には円筒状の脚がある。形態や突帯のつけ方により亀甲形・家形に分けられ、家形には棺蓋の形により切妻式と寄せ棟の四注式に分けられる。</p>
<p>なのつのみやけ 那津宮家</p>	<p>『日本書紀』宣化天皇元年(536)条に那津の口に、非常の時に備え、河内(現大阪府)・尾張(現愛知県)・伊勢(現三重県)・伊賀(現三重県)や筑紫(現福岡県)・豊(現福岡・大分県)・肥(現佐賀・熊本県)から米穀を集め建てられたものである。ここに大宰府成立以前に九州地域を管轄した筑紫大宰が<small>つくしのたいさい</small>おかれたと考えられ、大和政権の政治的・軍事的拠点であった。現在その場所は、福岡市博多区比恵・那珂遺跡と考えられている。</p>
<p>奈良時代</p>	<p>和銅3年(710)藤原京から平城京へと遷都が行われ、新しい宮都が営まれた。これから、平安京に都が遷るまで、平城京を都とした時代を奈良時代という。</p>
<p>はいばら 灰原</p>	<p>窯の焚口から下方にむかって広がり、焼き損じの須恵器や炭などを多く含む堆積層である。</p>

<p>はくそんこう 白村江の戦い</p>	<p>白村江の戦いは、朝鮮半島南西部の錦江^{きんこう}河口付近で行われたと推定される。663年ここで唐の水軍と、百済の回復を目指す倭（日本）軍が戦うが、倭軍の大敗に終わった。この結果、倭は朝鮮半島における足がかりを失い、水城・大野城をはじめ、対馬から奈良にいたるまで古代山城を築くことになった。</p>
<p>べみんせい 部民制</p>	<p>大化前代^{しなべ}における大和政権や大王・豪族の民衆支配の体制である。部は「品部」（職掌に応じて専門的な労働を行う）、「名代・子代」（大王及び王族・王宮に所属する領有民）、「部曲」（豪族の領有民で、豪族の氏名を部の名とする）、「田部」（朝廷の直轄地である屯倉^{みやげ}の田の耕作にあたる）に分けられる。</p> <p>部は、百済の制度を取り入れたと考えられている。5世紀以後、渡来系の技術集団が編成された品部が、大和政権のさまざまな職務を伴造^{とものみやつこ}と呼ばれる豪族とその支配下にある伴という集団で分掌していたトモ制と合わさって、伴造一伴一品部という体制が確立された。品部は、各地域にあつて労働・生産を行い、その生産された物資や労働力を大王や伴造に貢納・奉仕する。こうした制度が、王族や豪族が領有する名代・子代・部曲へと拡大し、国家的な支配体制へと発展したと考えられている。</p>
<p>へう記号</p>	<p>須恵器などを焼成する前に、器の表面に○や×などの記号的なへう書きを行ったものである。</p>
<p>りつりょうせい 律令制</p>	<p>古代国家の基本法典である律と令とその国制である。律は、今日の刑法にあたり、犯罪と刑罰を規定した。令は、行政法・訴訟法・民法・商法的なものから、官吏の服務規程まで広範な法規定が含まれている。こうした律令を基に、7世紀後半から9世紀頃まで、天皇を中心とした二官八省の官僚機構と国・郡・（郷）・里の行政組織が編成され、中央集権国家（律令国家）が生まれた。</p>
<p>ようにん 遙任</p>	<p>朝廷より任命された地方官（おもに国司）が地方に赴任しないで、自分のかわりの者を派遣して収益のみを受けることである。</p>

牛頸須恵器窯跡整備活用計画書

平成 26 年 6 月 3 0 日

編集・発行	大野城市 大野城市教育委員会
〒816-8510	福岡県大野城市曙町 2-2-1 TEL 092-501-2211
製作協力	株式会社アーバンデザインコンサルタント
〒812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前 2-12-26 TEL 092-482-8001

